

令和5年度

新居浜市水防計画

新居浜市水防訓練



目 次

第1章 総則	2
第2章 気象状況の連絡	4
第3章 水防指令	4
第4章 雨量、水位観測及び警戒	5
第5章 排水	7
第6章 水防活動	10
第7章 水防資材及び輸送	11
第8章 公用負担	13
第9章 避難及び重要水防箇所等の設定	15
第10章 通信連絡及び情報処理	20
第11章 協力隊及び関係住民の出勤	23
第12章 協力及び応援	23
第13章 水防指令の解除	24
第14章 調査及び報告	24
第15章 水防訓練	29
参 考 資 料	
(別表第1) 水防機関指揮系統図	30
(別表第2) 災害警戒本部編成並びに任務一覧表	31
(別表第3) 水防隊(市消防団員)編成及び任務一覧表	36
(別表第5-1) 重要水防箇所及び土砂災害(特別)警戒区域	39
(別表第5-2) 土砂災害(特別)警戒区域(別子山地区)	41
国領川の水防警報連絡系統図	43
渦井川の水防警報連絡系統図	44
鹿森ダム水防連絡系統図	45
別子ダム放流連絡系統図	46
新居浜市水防協議会条例	47
水防法	48
台風の大きさ及び強さの表現	63
年別連続最大降雨量・台風災害	64
令和5年新居浜港潮位表	65
令和5年度新居浜市水防協議会委員	67
水防警戒本部設置要領	68
新居浜市水防計画の沿革	69
河川水位観測点(国領川, 渦井川, 東川, 尻無川, 落神川, 阿島川, 客谷川, 王子川)	70
ダム放流時の水防連絡体制に関する覚書	71
(別表第4) 新居浜建設業協同組合水防協力隊編成表及び大規模災害発生緊急出勤表	73

第 1 章 総 則

1 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定により、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる新居浜市が、同法第 33 条第 1 項の規定により、新居浜市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、新居浜市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。 (法第 4 条)
水 防 管 理 者	市長（法第 2 条第 3 項）
本 部 長	市長
警 戒 本 部 長	副市長（統括）
警 戒 副 本 部 長	副市長（特命）
水 防 組 織	新居浜市内における水防を総括するために設置される機関をいう。
水 防 機 関	水防事務と水防処理をするため市長が命じた災害警戒本部員及び班員、水防隊員をいう。 (別表第 1)
水 防 協 力 隊	新居浜建設業協同組合水防編成隊をいう。
水 位 周 知 河 川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は都道府県の機関は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知および周知を行う。(法第 13 条)
水 位 到 達 情 報	水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報をいう。
水 防 警 報	国土交通大臣又は都道府県知事が、指定河川及び指定海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表 (法第 2 条第 8 項、法第 16 条)
待 機 水 位 (通 報 水 位)	水防管理団体が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項）
氾 濫 注 意 水 位 (警 戒 水 位)	水防管理団体が出動し警戒にあたる目安となる水位（法第 12 条第 2 項）
避 難 判 断 水 位	市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位
氾 濫 危 険 水 位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する。 (法第 13 条第 1 項及び第 2 項)
高 潮 特 別 警 戒 水 位	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位（法第 13 条の 3）
洪 水 浸 水 想 定 区 域	水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域（法第 14 条）
高 潮 浸 水 想 定 区 域	水位周知海岸において、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸が氾濫した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定したもの。(法第 14 条の 3)
重 要 水 防 箇 所	洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から想定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が想定され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当該地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。 (1) 人家が 100 戸以上ある場合 (2) 耕地が 20ha 以上ある場合 (3) 人家が 50 戸以上かつ耕地が 10ha 以上ある場合 (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

3 水防の責任と義務

水防の責任及び義務は、法の次のとおり規定されている。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように、指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- イ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- エ 水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- オ 洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- カ 水位の通報及び公表（法第 12 条）
- キ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）
- ク 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）
- ケ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- コ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- サ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 3 項）
- シ 水防信号の指定（法第 20 条）
- ス 避難のための立退き指示（法第 29 条）
- セ 緊急時の水防管理者又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ソ 水防管理団体の負担する費用補助（法第 44 条）
- タ 水防に関する必要な報告（法第 47 条）
- チ 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(2) 市の責任

市はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防組織の確立（法第 3 条）
- イ 消防団の整備（法第 5 条）
- ウ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）
- エ 消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- オ 警戒区域の設定（法第 21 条）
- カ 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- キ 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ク 堤防の決壊等の通報、決壊後の処置（法第 25 条、法第 26 条）
- ケ 公用負担（法第 28 条）
- コ 避難のための立退き指示（法第 29 条）
- サ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- シ 水防計画の作成、都道府県知事に届け出（法第 33 条）
- ス 水防協議会の設置（法第 34 条）

(3) 国土交通省の責任

- ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項）
- ウ 水位の通報及び講評（法第 12 条）
- エ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）
- オ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- カ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- キ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ク 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項）
- ケ 特定緊急水防活動（法第 32 条）

(4) 気象庁の責任

- ア 気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 1 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

(5) 地元住民の義務

水防管理者又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

(法第 24 条)

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて“遠地津波”と“近地津波”に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防隊員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防隊員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防隊員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防隊員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防隊員自身の安全は確保しなければならない。

(例) 水防隊員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため隊員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防隊員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防隊員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防隊員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防隊員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

6 水防組織

(1) 水防警戒本部の設置

災害警戒本部を設置する前において、新居浜市を除く東予東部に水防に関する警報が発表されたとき又は警戒副本部長が災害警備のために必要であると認めるときは、危機管理課において消防防災合同庁舎5階に水防警戒本部を設置し、情報収集するとともに班員の自宅待機等の措置を講ずる。

なお、災害警戒本部の解散後も必要により水防警戒本部を設置し、引き続き水防業務を処理する。

(2) 災害警戒本部の設置

警戒副本部長は、本市に水防に関する警報が発表されたとき、水防警報が発表されたとき又は市域に局地的災害が発生するおそれのあるときは、消防防災合同庁舎5階に災害警戒本部を設置し、災害の発生するおそれがなくなったときまで、別表第1に掲げる組織で事務を処理する。

(3) 災害対策本部の設置

副本部長は、市民の生命、身体に危害を及ぼす局地的な災害が発生した場合などに災害対策基本法の規定により、災害対策本部を設置し、災害警戒本部はその組織に編入され、その事務を処理する。

(4) 災害警戒本部の組織と任務分担

災害警戒本部の組織と任務分担は別表第1、第2及び第3のとおりである。

ア 本部員は、各部局長をさし、警戒副本部長の指示により災害警戒本部の運営にあたる。

イ 本部連絡員は、部長が指名し、関係する本部員の指示を受け、本部と各班との連絡にあたる。

第2章 気象状況の連絡

1 気象、警報及び水防警報に対する措置

(1) 警戒副本部長は、水防に関係のある気象、洪水等の予報を受けたとき、又は水防警報が発せられたときは、各水防機関に速報するとともに市民に周知徹底を図らねばならない。

(2) 異常気象時における連絡

異常気象通報があった場合の伝達要領は下記による。

ア 通報を受けた気象通報は、消防職員又は危機管理課職員が受領し、これを直ちに消防長及び危機管理監に報告する。

第3章 水防指令

1 水防組織の出勤

(1) 市長は、第2章の(1)の気象通報を受けたとき又は、気象状況により必要と判断したときは、水防指令を発令する。

(2) 水防組織は、水防指令が発令されたときは、直ちに東予地方局建設部その他関係方面に連絡するとともに電話、伝令、拡声器、信号等によって水防関係者を招集する。

- (3) 水防組織は、次に示す基準により水防機関にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、水防活動を適切に行わせるものとする。

配備区分	組織区分	設置基準	体制	指揮監督
—	—	(1) 水防に関する注意報が発表されたとき。	消防による通常体制	消防長
事前配備	水防警戒本部	(1) 新居浜市を除く東予東部に水防に関する警報が発令されたとき。 (2) その他災害警備のため副市長（特命）が必要と認めたとき。	危機管理を所管する課による警戒体制	警戒副本部長（副市長(特命)）
第1配備	災害警戒本部	(1) 次の各号のいずれかに該当する場合。 ア 本市に水防に関する警報が発表されたとき。 イ 水防警報が発表されたとき。 ウ 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。 (2) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	特別警戒体制	警戒本部長（副市長(統括)）
第2配備	災害対策本部	(1) 次の各号のいずれかに該当する場合。 ア 市民の生命、身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。 イ 市域の広範囲にわたる災害が発生するおそれのあるとき。 (2) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	非常体制	本部長（市長）
第3配備		(1) 市域の広範囲にわたって大規模災害が発生したとき。 (2) 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 (3) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	特別非常体制	

第4章 雨量、水位観測及び警戒

1 雨量、水位の観測

(1) 雨量通報

- ア 警戒本部長は気象状況により相当の雨量があると認めるときは、各支所班長、警察署、自治会長と緊密な連絡をとり、必要に応じて各箇所の雨量の状況を把握する。
- イ 警戒本部長は、進んで県水防本部及び東予地方局建設部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、観測者より正確な資料を敏速に入手しなければならない。

(2) 雨量観測報告

雨量観測員（消防班員、通信指令班員）は、次の要領により警戒本部長又は支所班長へ通報しなければならない。

- ア 雨が降り始めてから80mmに達したとき、その時刻及び降り始めた時刻
- イ その後は、毎時ごとの観測値
- ウ 雨が止んだときは、その時刻及び累積雨量

(3) 水位報告

土木班長は警戒本部長の指示に基づき、土木班に水位の観測をさせることとする。ただし、水防指令前を含め状況に応じて消防班員が行う。

- ア 本市における量水標の観測は次のとおりとする。

河川名	位置	観測場所	待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	管理者
国領川	郷	城下橋東詰	1.60m	2.00m	地方局鹿森ダム
国領川	中筋町	山根	2.00m	2.50m	地方局鹿森ダム
国領川	大永山	大永山	—	2.00m	地方局鹿森ダム
東川	久保田町	金栄橋下流	0.80m	1.00m	地方局建設部
東川	一宮町	金子橋下流	0.80m	1.00m	地方局建設部
渦井川	大生院	川口橋下流	0.80m	1.00m	地方局建設部
阿島川	阿島	向川橋西詰	0.80m	1.00m	地方局建設部
尻無川	新須賀町	田所小橋下流	—	—	地方局建設部
王子川	新田町	惣開橋下流	—	—	地方局建設部
落神川	松神子	松神子橋下流	—	—	地方局建設部
客谷川	船木	客谷橋上流	—	—	地方局建設部

※70 ページ水位観測点により観測する。

- イ 水位観測は、次の要領により警戒本部長又は、支所班長へ通報しなければならない。
- (7) 待機水位（通報水位）に達したとき及び減水し、同水位に復したときの時刻
 - (イ) 待機水位（通報水位）から氾濫注意水位（警戒水位）に達するまで毎時ごとの水位
 - (ロ) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び減水、同水位に復したときの時刻
 - (エ) 氾濫注意水位（警戒水位）を超えたときは、同水位に復するまで 30 分ごとの水位
 - (オ) 最高水位に達し、減水に向かうときは、その水位及び時刻

2 巡視及び警戒

(1) 巡 視

水防法第9条に基づく河川等の巡視は、水防隊員が行う。

巡視者は、区域内に水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

警戒員の配置は次のとおりとし、水防隊員の出動は氾濫注意水位（警戒水位）以後とする。ただし、気象状況、河川及び海岸線の危険度等により、特に必要があるときは氾濫注意水位（警戒水位）に達しない場合でも水防隊員の出動を求めることができる。

地区名	河 川 名	巡視区域	警戒責任者	班員・水防隊員	
川西地区	国領川(左岸) 東川、尻無川、王子川 海岸外	両 岸	北署消防班長	北署消防班員	消防長が必要と認めたときは、警戒本部長に報告の上、団員の出動を求めることができる
川東地区	国領川(右岸)、沢津海岸、多喜浜新田海岸、北垣生海岸、落神川、又野川、柳川、白浜川、阿島川、大島海岸、荷内海岸、三ツ杭川、溜池外	両 岸	川東消防班長	川東消防班員	同 上
上部地区	国領川、市場川、客谷川 種子川、尻無川、東川、渦井川 溜池外	両 岸	南署消防班長	南署消防班員	同 上
別子山地区	銅山川、七番谷川、小足谷川、日浦谷川、大野谷川、瀬場谷川、床鍋谷川、保土野谷川、肉渕谷川、芋野谷川	両 岸	別子山班長	別子山班員	同 上

警戒員は重要水防箇所の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡回し、次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに下記の事項を警戒本部長に報告するものとする。警戒本部長は、土木班又は警戒員より報告を受けたときは、他の水防機関の長及び東予地方局建設部その他に通報しなければならない。

- ①位置 ②延長 ③災害の状況 ④所要水防資料 ⑤その他参考事項

- ア 裏のり（法）の漏水又は飽水による亀裂又は崩壊
- イ 表のり（法）の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両そで又は底部よりの漏水及び扉の閉まり具合
- カ 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常

(3) 警戒区域の設定

ア 水防法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域内から退去を命ずることができる。

イ 警戒区域の表示は、通常ロープをもって行い、夜間は燈火を用い一般に認識せしめる外、危険防止のため監視員を配置するものとする。

ウ 水防法第21条第2項の規定により、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官はこれらの者の職務を行うことができる。

(4) 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要と認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を要請するものとする。

第 5 章 排 水

1 排 水

排水ポンプ場の責任者は、水防指令の有無にかかわらず潮位と降雨の状況を判断して排水を行わなければならない。
ポンプ場のポンプ能力、勤務者は次のとおりである。

	ポンプ場名	勤務者名・住所・連絡先	設置ポンプ及び排水量	雨天	自動	G	AL
運 転 管 理 委 託 箇 所	1 菊本雨水 34-3410 菊本町 2-15-1 (P7:F-3)	(株)ウォーターエージェンシー愛媛営業所 菊本町 2-15-1 tel 33-2506	φ 600 ^m / _m 1台 発電機 φ 1,000 ^m / _m 3台 ディーゼル ΣQ=479 m ³ /min=28,740 m ³ /hr	運転員 操作		○	
	2 港町雨水 33-8445 港町 16-25 (P34:D-2)	住友重機械エンパイロメント株式会社 大阪支店 西原町 2-7-66 (中央雨水ポンプ場内) tel 47-5275 fax 47-5276	φ 500 ^m / _m 2台 水中ポンプ φ 500 ^m / _m 2台 ディーゼル φ 700 ^m / _m 1台 ディーゼル ΣQ=172.0 m ³ /min=10,320.0 m ³ /hr	運転員 操作	電動		○
	3 垣生雨水 45-1170 垣生 3-5-6 (P17:H-2)		φ 1,200 ^m / _m 1台 ディーゼル φ 700 ^m / _m 1台 ディーゼル ΣQ=266.6 m ³ /min=15,996.0 m ³ /hr	運転員 操作		○	
	4 松神子雨水 46-1251 長岩町 4-27 (P18:A-4)		φ 800 ^m / _m 1台 電動機 φ 1,000 ^m / _m 2台 ディーゼル ΣQ=390 m ³ /min=23,400 m ³ /hr	運転員 操作	エンジン ・ 電動	○	○
	5 惣開排水 惣開町 3-25 (P45:J-5)		φ 700 ^m / _m 2台 ディーゼル φ 350 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=140.3 m ³ /min=8,418.0 m ³ /hr	運転員 操作	電動		○
	6 王子川排水 33-8170 新田町 1-4-28 (P55:D-4)		φ 1,200 ^m / _m 2台 ディーゼル φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=400 m ³ /min=24,000 m ³ /hr	運転員 操作	電動	○	○
	7 土場雨水 33-8170 新田町 1-4-31 (P55:D-4)		φ 1,200 ^m / _m 2台 ディーゼル φ 800 ^m / _m 1台 電動機 ΣQ=490 m ³ /min=29,400 m ³ /hr	運転員 操作	エンジン ・ 電動	○	○
	8 西原雨水 33-8518 西原町 3-5-3 (P55:G-2)		φ 1,000 ^m / _m 2台 ディーゼル φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=280 m ³ /min=16,800 m ³ /hr	運転員 操作	電動		○
	9 多喜浜排水 45-0604 多喜浜 2-16-7 (P18:C-3)		φ 900 ^m / _m 1台 ディーゼル φ 700 ^m / _m 1台 電動機 ΣQ=158 m ³ /min=9,480 m ³ /hr	運転員 操作		○	○
	10 多喜浜新田排水 45-0854 多喜浜 3-4-67 (P18:H-5)		φ 500 ^m / _m 1台 ディーゼル φ 800 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=120 m ³ /min=7,200 m ³ /hr	運転員 操作	電動	○	○
	11 磯浦排水 35-1291(緊通) 磯浦町 7 番地先 (P65:E-4)		φ 150 ^m / _m 1台 水中ポンプ φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=45.5 m ³ /min=2,730.0 m ³ /hr		電動		○
	12 宇高第一雨水 34-8126 宇高町 4-13-22 (P10:D-5)		φ 1,000 ^m / _m 2台 ディーゼル ΣQ=265 m ³ /min=15,900 m ³ /hr	運転員 操作		○	○

(緊通)：緊急通報用回線

G：○自家発電機有

雨天：雨天運転員操作有

AL：○緊急時通報装置有

自動：常時自動ポンプ運転有 (エンジン、電動)

	ポンプ場名	勤務者名・住所・連絡先	設置ポンプ及び排水量	雨天	自動	G	AL
運 転 管 理 委 託 箇 所	13 沢津雨水 37-5890 清水町 12-13 (P13:E-2)	住友重機械エンパイロメント株式会社 大阪支店 西原町 2-7-66 (中央雨水ポンプ場内) tel 47-5275 fax 47-5276	φ 800 ^m / _m 1台 電動機 φ 1,000 ^m / _m 3台 ディーゼル ΣQ=530 m ³ /min=31,800 m ³ /hr	運転員 操作	電動	○	○
	14 垣生北排水 垣生 6-6-31 (P1:F-4)		φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=40 m ³ /min=2,400 m ³ /hr		電動		○
	15 白浜排水 46-1281 多喜浜 4-4-52 (P31:B-2)		φ 250 ^m / _m 1台 電動機 φ 600 ^m / _m 1台 ディーゼル φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=96.84 m ³ /min=5,810.40 m ³ /hr	運転員 操作	電動	○	○
	16 新白浜排水 45-3380(緊通) 多喜浜5-3-91 地先 (P31:C-3)		φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=40 m ³ /min=2,400 m ³ /hr		電動		○
	17 南白浜排水 46-6980(緊通) 多喜浜 4-6-15 (P31:B-3)		φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=31 m ³ /min=1,860 m ³ /hr		電動		○
	18 黒島排水 黒島 2-1-29 (P19:B-2)		φ 500 ^m / _m 2台 水中ポンプ ΣQ=80 m ³ /min=4,800 m ³ /hr		電動		○
	19 東浜雨水 阿島 1-12-23 (P19:H-5)		φ 800 ^m / _m 2台 水中ポンプ ΣQ=180 m ³ /min=10,800 m ³ /hr		電動		○
	20 中須賀排水 35-0128(緊通) 中須賀町 1-6 地先 (P47:D-4)		φ 200 ^m / _m 1台 水中ポンプ φ 250 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=17 m ³ /min=1,020 m ³ /hr		電動		○
	21 江の口雨水 45-2884 垣生 3-2-7 (P17:C-4)		φ 800 ^m / _m 1台 電動機 φ 1,200 ^m / _m 5台 ディーゼル ΣQ=1,080 m ³ /min=64,800 m ³ /hr	運転員 操作	エンジン ・ 電動	○	○
	22 新磯浦排水 33-0214(緊通) 磯浦町 11-25 地先 (P72:H-4)		φ 200 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=5.75 m ³ /min=345 m ³ /hr		電動		○
23 新須賀排水 34-9000(緊通) 新須賀町 4-15-34 地先 (P35:D-1)	φ 300 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=13.8 m ³ /min=828 m ³ /hr		電動		○		
24 旧江の口排水 45-1995(緊通) 松神子 4-2-32 (P17:E-5)	φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=40 m ³ /min=2,400 m ³ /hr		電動		○		
25 切抜排水 46-4824(緊通) 阿島 2-17-3 地先 (P19:J-5)	φ 500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=40 m ³ /min=2,400 m ³ /hr		電動		○		

(緊通) : 緊急通報用回線
G : ○自家発電機有

雨天 : 雨天運転員操作有
AL : ○緊急時通報装置有

自動 : 常時自動ポンプ運転有 (エンジン、電動)

	ポンプ場名	勤務者名・住所・連絡先	設置ポンプ及び排水量	雨天	自動	G	AL
運 転 管 理 委 託 箇 所	26 宮西排水 34-0319(緊通) 宮西町 5-81 地先 (P56:G-5)	住友重機械エンパイロメント株式会社 大阪支店 西原町 2-7-66 (中央雨水ポンプ場内) tel 47-5275 fax 47-5276	φ500 ^m / _m 1台 水中ポンプ φ200 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=45.2 m ³ /min=2,712 m ³ /hr		電動		○
	27 大島排水 大島 192 番地先 (P4:D-3)		φ300 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=13 m ³ /min=780 m ³ /hr		電動		○
	28 久保田排水 32-5799(緊通) 一宮町 2-5-20 地先 (P67:G-3)		φ500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=30 m ³ /min=1,800 m ³ /hr		電動		○
	29 中央雨水 34-6429 西原町 2-7-66 (P46:I-2)		φ 800 ^m / _m 1台 電動機 φ1,200 ^m / _m 3台 ディーゼル ΣQ=585 m ³ /min=35,100 m ³ /hr	運転員 操作	エンジン ・ 電動	○	○
	30 落神排水 46-0715(緊通) 落神町 1-21 地先 (P39:C-5)		φ250 ^m / _m 3台 水中ポンプ ΣQ=21 m ³ /min=1,260 m ³ /hr		電動		○
	31 南小松原排水 32-0070(緊通) 南小松原町 9 番地先 (P35:H-1)		φ500 ^m / _m 1台 水中ポンプ ΣQ=30 m ³ /min=1,800 m ³ /hr		電動		○
	32 国領排水 41-7771(緊通) 船木 4884-1 地先 (P118:I-3)		φ250 ^m / _m 2台 水中ポンプ ΣQ=13.8 m ³ /min=828 m ³ /hr		電動		○
	33 磯浦西排水 32-3090(緊通) 磯浦町 16-7 (P72:E-5)		φ350 ^m / _m 2台 水中ポンプ ΣQ=30.0 m ³ /min=1,800 m ³ /hr		電動		○
	34 東田排水 40-4373(緊通) 東田 2-1773-10 地先 (P106:H-3)		φ200 ^m / _m 2台 水中ポンプ ΣQ=10.0 m ³ /min=600 m ³ /hr		電動		○
	35 松神子第2排水 46-1712(緊通) 松神子 1-5-14 地先 (P39:C-1)		φ300 ^m / _m 3台 水中ポンプ ΣQ=35.1 m ³ /min=2,106 m ³ /hr		電動		○
36 大島第2排水 46-0322(緊通) 大島 232 番地先 (P4:D-3)	φ300 ^m / _m 2台 水中ポンプ ΣQ=19.2 m ³ /min=1,152 m ³ /hr		電動		○		
37 一宮排水 33-7707(緊通) 一宮町 2-4-8 地先 (P67:G-2)	φ350 ^m / _m 2台 水中ポンプ ΣQ=32.6 m ³ /min=1,956 m ³ /hr		電動		○		

(緊通)：緊急通報用回線

G：○自家発電機有

雨天：雨天運転員操作有

AL：○緊急時通報装置有

自動：常時自動ポンプ運転有 (エンジン、電動)

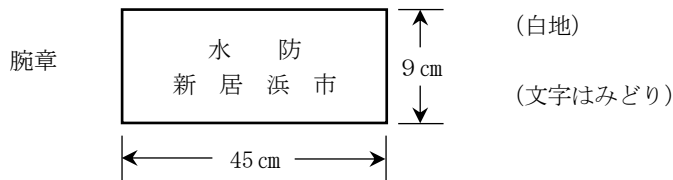
第 6 章 水 防 活 動

1 水防作業

- (1) 警戒本部長は、危険箇所の報告を受けたときは、直ちに建設部・経済部・上下水道部の該当各班を現場に急送するとともに、水防隊を出動させ、状況に応じ教育部及び市民環境部の該当各班を派遣するものとする。
- (2) 現場到着した各班員は、現場到着後直ちに水防工法を定め、これに必要な資材をできる限り整備するものとする。
- (3) 資材班員は、水防用土のう又は立木等の採取物を採取・搬送し、各班及び水防隊の水防活動を迅速ならしめるよう措置するものとする。
- (4) 現場の各班長等は、工作の開始、完成等についてはその都度警戒本部長に報告するものとする。
- (5) 警戒本部長は、土砂災害の発生及び堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、危険と考えられる地域の住民及び東予地方局建設部に速やかに通報するとともに各班及び水防隊を派遣して現地本部を設置させ、できる限り被害の拡大を防止しなければならない。
- (6) 警戒本部長は、橋梁が破損流失その他により通行不能となったときは、速やかに通行禁止をなすとともに、東予地方局建設部及び関係方面へ通達するものとする。

2 水防標識及び信号

- (1) 水防活動を正確かつ迅速に実施するため、次の標識を定める。



- (2) 水防信号

第 1 信号 (警戒信号)

氾濫注意水位 (警戒水位) に達したことを知らせるもの

第 2 信号 (出動信号)

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第 3 信号 (居住者出動信号)

必要と認める区域内に居住する者が出動しなければならないことを知らせるもの

第 4 信号 (居住者避難信号)

必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退かなければならないことを知らせるもの

水防信号は次表の区分及び方法に従って発する。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒 5秒 5秒 5秒 5秒 6秒 6秒 6秒 6秒 6秒 ○-休止○-休止○-休止○-休止○-休止
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止
第 4 信号	乱 打	約1分 5秒 約1分 5秒 約1分 5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止

備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは広報により周知させるものとする。

第 7 章 水防資材及び輸送

1 水防用資材

水防用資材倉庫及び資機材等の明細は、次のとおりである。

令和 5 年 4 月 1 日現在

種 別		場 所		川 西		川 東		上 部		別 子 山		計
		水防倉庫	西の土居	川東分署	大島詰所	南署	大生院	弟地	保土野			
資 材	土 の う 袋	7,500	4,400	2,300	300	6,000	860	1,500			22,260	
	ナイロンロープ(巻)	26	69	4	5	4					108	
	丸 太 (1 m)	14		10		15					39	
	丸太 (2 ~ 3 m)	65	69	90		29	97				350	
	丸 太 (3 m)	15				0	29				44	
	合板 (ベニヤ)	31	90	10		14					145	
	鉄 杭	64	275	60	35	104					538	
	バイル (白杭)	247	165	102		102					616	
	防 水 シ ー ト	150	357	210	2	120	60				899	
業 用 材	ス コ ッ プ	153	171	82	19	56	45	5	15		546	
	ツ ル ハ シ	9	16	20	7	11			5		68	
	掛 矢	25	8	14	7	19					73	
	手 お の	25	25	12	5	12					79	
	ノ コ	30	35	12	3	10		3	5		98	
	ハンマー (小)	28		10	2	10					50	
	ハンマー (中)	22	2	6		10					40	
	ペ ン チ	23		5	3	13		2	3		49	
	か ま	49	13	18	4	13		5	10		112	
	と ぐ わ	8	25	14	7	13		5	10		82	
	シ ノ	23		11		14					48	
	ク リ ッ パ ー	19	19	5		9					52	
	タコ (胴突)	8		2		4					14	
	ヘルメット	39		38							77	
	ヨ ソ ロ	32	10	10	3	19					74	
雨 衣	218		15	14						247		
器 材	懐 中 電 灯		49		1	9					59	
	一 輪 車	10		3	2	6					21	
	発 電 機				3						3	
	ベルトコンベアー		1								1	

水防用土のう配置状況

令和5年4月1日現在

場 所 項 目	土のう (袋)	土 砂 (m ³) (土のう換算、袋)	計 (袋)
消 防 本 部 (一 宮 町)	200		200
市 営 野 球 場 南 側 広 場 (新 須 賀 町)		15 (750)	750
新 居 浜 東 分 団 詰 所 (徳 常 町)	250	15 (750)	1,000
金 子 東 分 団 詰 所 (八 雲 町)	400		400
金 子 南 分 団 詰 所 (久 保 田 町)		3 (150)	150
金 子 中 分 団 詰 所 (江 口 町)	300		300
金 子 西 分 団 詰 所 (新 田 町)	80		80
川 東 分 署 (松 神 子)	200	4 (200)	400
ケアプラザ新居浜北側 (阿 島)		5 (250)	250
高 津 分 団 詰 所 (宇 高 町)	300	2 (100)	400
垣 生 分 団 詰 所 (垣 生)	200	3 (150)	350
多 喜 浜 分 団 詰 所 (東 浜)		4 (200)	200
大 島 分 団 詰 所 (大 島)	200	2 (100)	300
南 消 防 署 (喜 光 地 町)	230		230
船 木 池 田 池 南 側 (船 木)		10 (500)	500
泉 川 分 団 詰 所 (松 原 町)	500	7 (350)	850
中 萩 分 団 詰 所 (中 村)	200	4 (200)	400
船 木 分 団 詰 所 (池 田)	100	4 (200)	300
大 生 院 分 団 詰 所 (岸 影)	600	8 (400)	1,000
角 野 分 団 詰 所 (中 筋 町)	200		200
大 生 院 資 機 材 倉 庫 (下 本 郷)	860	6 (300)	1,160
別 子 山 分 団 詰 所 (別 子 山)		8 (400)	400
新 居 浜 建 設 業 協 同 組 合 (北 新 町)	1,500		1,500
合 計	6,320	100 (5,000)	11,320

(備考) 土のう換算：1袋=0.02 m³

なお、水防資材は、腐朽しないよう保管するとともに台帳を備付け、受払状況を明確にしておかなければならない。

2 輸送及び資材補充

水防要員及び水防資機材の輸送は、公用車、借上げ自動車及び消防自動車をもってあてるものとする。
なお、常時より輸送業者又は建設業者と協議し、発令時に資材運搬が迅速に行えるよう手配しておくものとする。

第 8 章 公 用 負 担

1 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第 41 条の規定により本市が負担する。

(2) 公用負担

水防のため公用負担の必要が生じる場所であらかじめ予想されるものについては、できる限り事前に所有者の承認を得るよう措置しなければならない。

ア 公用負担の権限

水防法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要のあるときは市長、消防長又は消防団長は、次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用
- (ロ) 土地又は土石、竹木その他の資材の収用
- (ハ) 車両その他の運搬具又は器具の使用
- (ニ) 排水用機器の使用
- (ホ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証明書

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使する者は、次の証明書を携行し、必要ある場合には、これを提示しなければならない。

第 号 公用負担権限委任証明書

身 分

氏 名

上記の者に〇〇の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

令和 年 月 日

新居浜市長



ウ 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、次の証票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第 号 公 用 負 担 の 証

負担者 住 所

氏 名

1. 物 件 名
2. 数 量
3. 負担の内容 (使用、収容、処分等)
4. 期 間
5. 摘 要

令和 年 月 日

命令者氏名



エ 身分証票

水防法第 49 条の規定により、必要な土地に立ち入る場合には次の身分証票を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければならない。

(表 面)

6 cm

8 cm

第 号

水 防 公 務 証

身 分 (職名)

氏 名

令 和 年 月 日

新居浜市長 印

(裏 面)

1. 記名以外の者は、使用することができない。

2. 本証の身分に変更があったときには、速やかに訂正を受けること。

3. 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返納すること。

4. 本証は、水防法第 49 条第 2 項による立ち入り証であり、他の目的に使用してはならない。

オ 公用負担の権限行使により、損失を受けたものに対しては、時価により損失を補償するものとする。

第 9 章 避難及び重要水防箇所等の設定

1 避難及び救助

- (1) 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき、又は、別に定める避難基準に該当すると認められるときは、水防法第 29 条の規定により、市長は必要と認める区域の居住者に対し、避難指示等を発令する。この場合、所轄する警察署長及び東予地方局建設部長に通報しなければならない。
- (2) 避難指示等の発令時は、警鐘及びサイレン、防災行政無線、広報塔放送、口頭等をもって伝達する。
- (3) 避難の場所は次のページのとおりとし、あらかじめ定めた経路により避難するものとする。避難の経路については、状況に応じてその都度伝達するものとする。
- (4) 地区連絡員の配置が必要な場合は、地域防災計画を準用する。

避難場所及び連絡先

令和5年4月1日現在

校区及び地区	番号	避難所	所在地	収容可能人員	電話番号	管理者氏名
大島	1	大島交流センター	大島 589	235	45-1006	村上 和夫
	2	川東高齢者福祉センター大島分館	大島 128-1	207	45-1001	上野 伸悟
多喜浜	3	多喜浜小学校	多喜浜 5-7-34	946	45-0142	高橋 竜貴
	4	多喜浜公民館	多喜浜 5-7-27	137	45-0014	岡部 修治
垣生	5	垣生小学校	垣生 1-5-38	869	45-0186	山崎 雄史
	6	垣生公民館	垣生 2-12-26	121	45-0024	高尾 美好
浮島	7	浮島小学校	八幡 2-2-65	1,042	33-1020	明星 孝典
	8	浮島公民館	八幡 2-6-52	114	34-7617	小西 優
	9	川東高齢者福祉センター	八幡 2-10-23	151	32-2134	竹林 宏憲 (平常時) 介護福祉課職員 (避難所開設時)
神郷	10	神郷小学校	神郷 1-1-1	1,575	45-0082	伊藤 英二
	11	川東中学校	神郷 2-4-1	1,554	45-0180	秦 竜吾
	12	神郷公民館	郷 3-7-20	156	46-1181	藤井 和晴
高津	13	高津小学校	宇高町 2-13-7	1,870	37-3754	高須 賀哲
	14	東中学校	東雲町 1-4-23	1,543	37-1294	山本 基二
	15	新居浜市東高校	東雲町 2-9-1	2,368	37-0149	森 昭彦
	16	高津公民館	沢津町 2-3-30	247	32-3320	小野 健治
	17	市民体育館	東雲町 1-1-25	1,141	34-1888	今井 茂宏
新居浜	18	新居浜小学校	新須賀町 3-1-58	1,160	37-3061	近藤 鈴代
	19	新居浜公民館	新須賀町 3-2-17	134	32-8312	大野 美幸
宮西	20	宮西小学校	宮西町 5-56	1,111	33-8940	志賀 忍
	21	北中学校	宮西町 5-81	1,367	33-9135	篠原 和彦
	22	新居浜西高校	宮西町 4-46	2,138	37-2735	日野 右子
	23	口屋跡記念公民館	西町 6-2	238	32-8430	岡野 弥生
	24	文化振興会館	徳常町 4-8	248	36-0800	*管理人有り 不在時は (公財)文化体育振興事業団
若宮	25	ワクリエ新居浜	新田町 1-8-56	558	39-6789	伊藤 直人
	26	若宮公民館	新田町 1-8-37	114	34-7612	久保 弥生
惣開	27	惣開小学校	王子町 1-3	1,208	37-3401	加藤 清幸
	28	西中学校	江口町 7-1	1,502	37-2021	井上 美樹
	29	新居浜工業高校	北新町 8-1	3,365	37-2029	谷本 正郎
	30	惣開公民館	王子町 1-3	114	33-1031	曾我部 裕美
金栄	31	金栄小学校	西の土居町 1-5-1	1,155	37-2313	曾我部 大地
	32	金栄公民館	高木町 6-25	114	33-3212	濱田 英稔
	33	ふれあいプラザ	高木町 2-60	1,246	35-2940	柿木 仁 (平常時) 地域福祉課職員 (避難所開設時)
	34	慈光園 (1階集会室)	西の土居町 1-6-20	30	32-4325	青野 征一郎 (平常時) 介護福祉課職員 (避難所開設時)
金子	35	金子小学校	久保田町 1-3-57	1,621	37-2221	直野 伸也
	36	南中学校	庄内町 2-4-47	1,543	37-0310	阪本 博和
	37	新居浜工業高等専門学校	八雲町 7-1	820	37-7700	鈴木 康司
	38	地域交流センター	庄内町 1-14-7	236	34-6320	土肥 公一郎
	39	ウイメンズプラザ	庄内町 4-4-19	522	37-1700	井上 美樹

校区 及び 地区	番号	避難所	所在地	収容可能人員	電話番号	管理者氏名
泉川	40	泉川小学校	岸の上町 1-13-68	1,738	43-4145	山本千明
	41	泉川中学校	星原町 7-8	1,529	43-5800	久保善嗣
	42	新居浜商業高校	瀬戸町 2-16	2,492	43-6736	二神弘明
	43	泉川公民館	瀬戸町 12-34	245	41-6463	真鍋智明
	44	瀬戸会館	瀬戸町 7-30	156	41-5859	武方弘行
船木	45	船木小学校	船木 4299-1	1,113	41-6260	井川昭二
	46	船木中学校	船木甲 3754-1	1,308	41-6347	藤原正治
	47	船木公民館	船木 2579-1	114	41-6003	篠原元久
角野	48	角野小学校	中筋町 2-7-10	1,659	43-7141	高橋美鈴
	49	角野中学校	宮原町 11-51	1,532	43-6108	高橋誠
	50	新居浜南高校	篠場町 1-32	2,232	43-6191	後藤一美
	51	角野公民館	中筋町 2-4-24	216	41-6224	本田龍朗
	52	マイントピア別子	立川町 707-3	397	43-1801	一色和男
	53	上部高齢者福祉センター	中筋町 1-6-8	154	43-6338	竹林宏憲(平常時) 介護福祉課職員 (避難所開設時)
中萩	54	山根総合体育館(2階武道場)	角野新田町 3-14-1	196	43-2905	藤田佳夫
	55	中萩小学校	中萩町 6-61	2,172	41-6225	加藤三香子
	56	中萩中学校	中萩町 13-31	1,564	43-5131	矢野雅士
大生院	57	中萩公民館	萩生 740-1	246	41-6735	浦江賢治
	58	大生院小学校	大生院 1070-1	954	41-6627	新上美穂
	59	大生院中学校	大生院 1070-2	1,201	41-6927	守谷憲二
別子山	60	大生院公民館	大生院 1063-1	199	41-6604	神野剛
	61	別子小・中学校	別子山甲 358	387	64-2115	高須賀美雪
	62	別子山公民館	別子山甲 347-1	71	64-2211	和田仲吉
	63	東部集会所	別子山甲 304	28	—	
	64	中部集会所	別子山乙 482-8	28	—	
	65	大成集会所	別子山甲 181-2	28	—	

2 重要水防箇所及び土砂災害（特別）警戒区域

(1) 市の重要水防箇所及び土砂災害（特別）警戒区域は、別表第5-1・2のとおりである。

(2) 水防危険箇所の調査

水防危険箇所の調査及び点検を次の示す区分により実施し、災害時における巡視、避難等に備えるものとする。

- | | | |
|---|----------------|------|
| ア | 関係部課の単独調査 | 随時 |
| イ | 関係部課の合同調査 | 毎年1回 |
| ウ | 市及び他の関係機関の合同調査 | 毎年1回 |

避難情報発令の判断基準

令和5年4月1日

土砂災害に対する避難基準

立川・別子山地区以外の山すそ地区

	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保 ※ (警戒レベル5)	避難情報の 決定
前日までの連続 雨量が 100 mm以 上あった場合	当日の日雨量が 50 mmを超えた とき	当日の日雨量が 50 mmを超え、 時間雨量が 30 mm以上の強い 雨が予想される時	土砂災害の前兆現象が 認められるとき 土砂災害が発生したと き	本部会で協議 決定
前日までの連続 雨量が 40～100 mm未満の場合	当日の日雨量が 80 mmを超えた とき	当日の日雨量が 80 mmを超え、 時間雨量が 30 mm以上の強い 雨が予想される時		
前日までの降雨 がない場合	当日の日雨量が 100 mmを超え たとき	当日の日雨量が 100 mmを超 え、時間雨量が 30 mm以上の 強い雨が予想される時		
そ の 他	土砂災害警戒情報が発表されたとき 警戒本部長が必要と認めたとき			
備 考	水防に関する警報等が発表された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。			

立川地区

	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保 ※ (警戒レベル5)	避難情報の 決定
雨 量 等	連続雨量が 200 mmを超えた とき	連続雨量が 200 mmを超え、 時間雨量が 40 mm以上の強い 雨が予想される時	土砂災害の前兆現象が 認められるとき 土砂災害が発生したと き	本部会で協議 決定
そ の 他	土砂災害警戒情報が発表されたとき 警戒本部長が必要と認めたとき			
備 考	水防に関する警報等が発表された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。			

別子山地区

	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保 ※ (警戒レベル5)	避難情報の 決定
雨 量 等	連続雨量が 300 mmを超えた とき	連続雨量が 300 mmを超え、 時間雨量が 40 mm以上の強い 雨が予想される時	土砂災害の前兆現象が 認められるとき 土砂災害が発生したと き	本部会で協議 決定
そ の 他	土砂災害警戒情報が発表されたとき 警戒本部長が必要と認めたとき			
備 考	水防に関する警報等が発表された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。			

土砂災害に対する避難基準について警戒本部長が必要と認めたとときの具体例

気象情報等発表	避難情報の発令等について
大雨注意報発表 (警戒レベル2)	当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合は、警戒副本部長、警戒体制の指揮監督者（消防長）及び危機管理監が協議し、状況に応じて災害警戒本部の設置及び高齢者等避難を発令する。
大雨（土砂災害）警報発表 (警戒レベル3)	警戒本部長は、警報発表時刻をもって、災害警戒本部設置と同時に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保※を状況に応じて発令する。各水防班は速やかに任務を遂行する。
土砂災害警戒情報発表 (警戒レベル4)	避難指示以上の措置を速やかに発令する。
記録的短時間大雨情報発表 (警戒レベル4)	避難指示以上の措置を速やかに発令する。

浸水に対する避難基準

高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保 ※ (警戒レベル5)	避難情報の決定
避難判断水位を超え、河川氾濫のおそれがある場合	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超え、河川氾濫のおそれがある場合	堤防決壊等で河川氾濫が切迫又は発生したとき	本部会で協議決定
警戒本部長が必要と認めたととき			

○河川水位の設定 避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

河川名	観測位置	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)
国領川	城下橋東詰	2.30m	2.60m
東川	金栄橋	1.60m	1.80m
東川	金子橋	2.00m	2.20m
渦井川	川口橋下流10m	1.60m	1.80m
渦井川	飯積橋	2.40m	2.70m
阿島川	向川橋西詰	1.20m	1.40m

浸水に対する避難基準について警戒本部長が必要と認めたとときの具体例

堤防の漏水等が発見された場合	状況に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保※を発令する。
夜間～翌日早朝に避難が必要になることが予想される場合	夜間でも躊躇なく発令することが基本であるが、できる限り夕刻までに高齢者等避難又は避難指示を発令する。
鹿森ダムホットラインにより異常洪水時防災操作の開始予告等の通知があった場合	国領川の河川水位に関係なく、その状況に応じた避難情報を発令する。

高潮に対する避難基準

避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保 ※ (警戒レベル5)	避難情報の決定
高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき	護岸決壊等で高潮による人命危険が予想されるとき又は高潮による被害が発生したとき	本部会で協議決定
警戒本部長が必要と認めたととき		

高潮に対する避難基準について警戒本部長が必要と認めたとときの具体例

高潮注意報	当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合は、警戒副本部長、警戒体制の指揮監督者（消防長）及び危機管理監が協議し、状況に応じて災害警戒本部の設置及び避難指示を発令する。
高潮注意報に加え、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき	当該注意報の中で高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合は、警戒副本部長、警戒体制の指揮監督者（消防長）及び危機管理監が協議し、災害警戒本部の設置及び避難指示を発令する。

※ 被害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

第 10 章 通信連絡及び情報処理

1 通信連絡及び情報処理

- (1) 災害警戒本部若しくは支所に対し、又は本部若しくは支所より行う通信連絡はすべて予防班又は情報処理班の手を経て行うものとし、別紙情報受付（処理）の用紙を用い、発受信者の氏名及び日時を記載し、警戒本部長に提出するものとする。
- (2) 河川等の巡視者、消防団員又は住民から水防情報を受信した場合は、別紙情報受付（処理）票にて受付処理する。
- (3) 市長は、有事の際に迅速確実に通信連絡ができるよう N T T 西日本四国支店設備部及び警察署長とあらかじめ通信運用について協議しておくものとする。
- (4) 水防用通信連絡のため、必要な電話番号は次のとおりである。

名 称	局 名	電 話 番 号	摘 要
愛媛県庁	松 山	0 8 9 - 9 4 1 - 2 1 1 1	松山市一番町
東予地方局	新 居 浜	5 6 - 1 3 0 0	西条市喜多川
新居浜警察署	〃	3 5 - 0 1 1 0	久保田町
N T T 西日本(株)四国支店設備部	松 山	0 8 9 - 9 3 6 - 3 5 7 0	松山市一番町
西条保健所	新 居 浜	5 6 - 1 3 0 0	西条市喜多川
新居浜医師会	〃	3 3 - 4 0 9 6	庄内町
住友別子病院	〃	3 7 - 7 1 1 1	王子町
愛媛労災病院	〃	3 3 - 6 1 9 1	南小松原町
県立新居浜病院	〃	4 3 - 6 1 6 1	本郷
十全総合病院	〃	3 3 - 1 8 1 8	北新町
えひめ未来農業協同組合	〃	3 7 - 1 0 0 4	田所町
愛媛県漁業協同組合新居浜支所	〃	3 3 - 9 3 9 1	清水町
新居浜海上保安署	〃	3 2 - 0 1 1 8	西原町
J R 新居浜駅	〃	3 7 - 2 7 1 7	坂井町
日本通運新居浜支店	〃	4 6 - 2 0 0 0	多喜浜
住化ロジスティクス株式会社	〃	3 3 - 2 1 7 1	惣開町
瀬戸内運輸(株)新居浜営業所	〃	4 6 - 6 8 2 0	多喜浜
新居浜建設業協同組合	〃	3 7 - 2 6 0 5	北新町
新居浜市管工事業協同組合	〃	3 3 - 1 6 4 2	八雲町
松山地方气象台	松 山	0 8 9 - 9 4 1 - 0 0 1 2	松山市持田町
新居浜市役所	新 居 浜	3 3 - 5 1 5 1	一宮町
鹿森ダム管理事務所	〃	4 1 - 6 4 3 8	立川町
別子ダム管理事務所	〃	6 4 - 2 0 2 1	別子山
四国電力送配電(株)新居浜支社	〃	3 3 - 2 0 0 3	繁本町
住友共同電力株式会社	〃	3 7 - 2 1 4 1	磯浦町
新居浜市災害警戒本部	〃	6 5 - 1 3 4 9	一宮町
別子山駐在所	〃	6 4 - 2 0 2 3	別子山

名 称	局 名	電 話 番 号	摘 要
四国中央市消防署嶺南分遣所	伊予三島	0896-22-0340	四国中央市富郷町
別子山公民館	新居浜	64-2211	別子山
消防本部	〃	34-0119	一宮町（通信指令課）
川東支所	〃	46-1180	松神子
大島交流センター	〃	45-1006	大島
上部支所	〃	43-6101	喜光地町
別子山支所	〃	64-2011	別子山
消防団長	〃	65-1349	新居浜市災害警戒本部
川西方面隊長	〃	〃	〃
川東 〃	〃	〃	〃
上部 〃	〃	〃	〃
新居浜東分団			徳常町
新居浜西 〃			西原町
金子東 〃			八雲町
金子南 〃			久保田町
金子中 〃			江口町
金子西 〃			新田町
高津 〃			宇高町
垣生 〃			垣生
神郷 〃			神郷
多喜浜 〃			多喜浜
大島 〃			大島
泉川 〃			松原町
中菰 〃			中村
船木 〃			船木
大生院 〃			大生院
角野 〃			中筋町
別子山 〃			別子山

(5) 水害時における通信施設の故障等の不慮の事態に備え、連絡方法を定めておかなければならない。

情 報 受 付 (処 理) 票

No. _____

受付日・時間	年 月 日 午前 午後 時 分																																																								
発 信 者	住所 氏名 TEL																																																								
受 信 内 容																																																									
付 近 目 標																																																									
被 害 状 況	<table border="0"> <tr> <td>死 者</td> <td>人</td> <td>道 路</td> <td>か所</td> <td>田</td> <td>流失・埋没</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>人</td> <td>橋りょう</td> <td>か所</td> <td>冠</td> <td>水</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>負 傷 者</td> <td>人</td> <td>河 川</td> <td>か所</td> <td>畑</td> <td>流失・埋没</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>全 壊</td> <td>戸</td> <td>崖くずれ</td> <td>か所</td> <td>冠</td> <td>水</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>家 半 壊</td> <td>戸</td> <td>溜 池</td> <td>か所</td> <td></td> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 部 破 損</td> <td>戸</td> <td>農 道</td> <td>か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床 上 浸 水</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床 下 浸 水</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	死 者	人	道 路	か所	田	流失・埋没	ha	行方不明者	人	橋りょう	か所	冠	水	ha	負 傷 者	人	河 川	か所	畑	流失・埋没	ha	全 壊	戸	崖くずれ	か所	冠	水	ha	家 半 壊	戸	溜 池	か所		そ の 他		一 部 破 損	戸	農 道	か所				床 上 浸 水	戸						床 下 浸 水	戸					
死 者	人	道 路	か所	田	流失・埋没	ha																																																			
行方不明者	人	橋りょう	か所	冠	水	ha																																																			
負 傷 者	人	河 川	か所	畑	流失・埋没	ha																																																			
全 壊	戸	崖くずれ	か所	冠	水	ha																																																			
家 半 壊	戸	溜 池	か所		そ の 他																																																				
一 部 破 損	戸	農 道	か所																																																						
床 上 浸 水	戸																																																								
床 下 浸 水	戸																																																								
処 理 状 況 (資 材)	土のう 袋 杭 本																																																								
受 信 者																																																									

第 11 章 協力隊及び関係住民の出動

1 水防協力隊及び関係住民の出動

(1) 水防協力隊の出動

警戒本部長は災害の状況により、水防協力隊に出動を要請するものとし、そのため関係班長は常時打合せをしておくものとする。

(2) 水防協力隊の編成

水防協力隊の編成は別表 4 のとおりである。

(3) 関係住民の出動

市域内に居住する住民は、関係ある地域の危険箇所については、警戒本部長の命令がなくとも自発的に隊組織をもって警戒並びに水防作業に従事し、できる限り自衛できるよう努めなければならない。

第 12 章 協力及び応援

1 協力及び応援

(1) 河川管理者の協力

(河川管理者愛媛県知事の協力事項)

河川管理者愛媛県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援

エ 水防管理団体の水防資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資機材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

オ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

なお、洪水、津波又は高潮により河川管理施設の被害が予想される場合は、水防管理団体と共に河川管理者がその被害を防止する措置を講じる。

(2) 警察官の水防出動

水防法第 22 条に基づき、水防管理者は水防のため、必要があると認めるときは警察署長に対し、警察官の出動を要請する。

ア 要請の目的編成（人員）

イ 集合の場所

ウ 任 務

エ 休養宿泊の場所

オ その他

(3) 隣接市町村の水防応援

水防法第 23 条の規定により、水防管理者は水防のため、緊急の必要があるときは隣接の水防管理者又は消防長に対して応援を求める。

ア 要請の要領

イ 応援隊の任務、編成、集合、輸送

ウ 応援する資材の品目、数量及び輸送

エ 応援隊の休養、宿泊の場所

オ 経費の負担区分

カ その他

(4) 自衛隊の災害派遣

自衛隊法第 83 条の規定により、水防管理者は、必要があると認めた場合には県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

ア 派遣の要請の目的及び災害の状況

イ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 活動内容

オ 派遣隊の休養、宿泊の場所

カ 経費の負担区分

キ その他

第 13 章 水 防 指 令 の 解 除

1 水防指令の解除

市長は気象状況を判断し、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防指令の解除を命じ、一般市民に周知させるとともに東予地方局建設部へ報告するものとする。

ただし、水防指令の解除に至るまでの措置として市長は、必要あるときは部分解除する。

第 14 章 調 査 及 び 報 告

1 調査及び報告

(1) 災害により被害を生じたときは、様式 1、2、3 について調査する。

(2) 市長は、洪水等により被害を生じたときは、次により県へ報告するものとする。

ア 概況報告

水害発生の日時・場所・人の被害・家屋の被害等、様式 1 に示す事項について報告することとし、特に人及び家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式 2 に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、2 報以上にわたるときは先報との関連を保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにするものとする。

ウ 確定報告

被害状況が確定した場合は、様式 2 により最終報告する。

エ 水防が終了したときは、様式 3 により水防活動実施報告書を作成し、翌月の 5 日までに報告する。

災 害 発 生 報 告

新 居 浜 市

発信時刻 月 日 時 分

発信者 _____

受信者 _____

1 災害発生の日時		年	月	日	時	分
2 災害発生場所						
3 災害発生原因						
4 災 害 の 概 況	(1) 状 況					
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考
	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被害状況
5 災 害 に 対 し と ら れ た 措 置	(1) 主 な 措 置					
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世帯数	人 員	避 難 先	避難指示・自主の別・その他
(3) 消防機関の活動状況 ア. 出動人員 消防職員_____名 消防団員_____名 計_____名 イ. 主な活動内容（使用した機材を含む）						

中間報告・最終報告（共用）

発信機関				区 分			被害	区 分			被害			
報 告 第 報				そ	11	(1) 流失、埋没	ha		34	公立文教施設	千円			
番 号 (月 日 時現在)					田	(2) 冠 水	ha		35	農林水産業施設	千円			
報告者名						畑	(1) 流失、埋没	ha		36	公共土木施設	千円		
受領者名					13		(2) 冠 水	ha		37	その他の公共施設	千円		
区 分						14	文教施設	箇所		38	小 計	千円		
被害					15		病院	箇所		39	公共施設被害市町数	団体		
人 的 被 害	1 死 者		人			の	16	道路	箇所		40	農林被害	千円	
	2 行方不明者		人											
	3 負傷者	(1) 重症			人		17	河川	箇所		42	畜産被害	千円	
		(2) 軽症			人									
住 家 被 害	4 全 壊		棟	他	19	砂防	箇所		44	商工被害	千円			
			世帯											
			人		20	清掃施設	箇所							
	5 半 壊		棟											
			世帯		21	崖くずれ	箇所							
			人											
	6 一 部 破 損		棟		22	鉄道不通	箇所			45	そ の 他	千円		
			世帯											
			人		23	被害船舶	隻			46	被 害 総 額	千円		
	7 床 上 浸 水		棟											
		世帯	24	水道戸										
		人												
		棟	25	電 話	回線									
		世帯												
		人	26	電 気	戸									
		棟												
		世帯	27	ガ ス	戸									
		人												
		棟	28	ブロック塀等	箇所									
		世帯												
		人	29	り 災 世 帯 数	世帯									
8 床 下 浸 水		棟												
		世帯	30	り 災 者 数	人						今後の見通し			
		人												
非 住 家	9 公 共 建 物		棟	火 災 発 生	31	建 物	件		消防機関の活動状況					
	10 そ の 他		棟		32	危 険 物	件							
					33	そ の 他	件							

被害者名							
発生年月日							
発生場所							
災害の概況							
47 市町災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共施設の名称、被害程度				不通道路橋りょう名			

令和 年 月分 水防活動実施報告書

水防管理団体名

実施 月日	実施河川 等 名 (実施箇所名)	実施工 法及び 延長	活 動 延人員	使用資材費			機械等 借 料	食糧費	出 動 手当等	その他	計
				主 要 資 材	その他 資 材	小 計					
			人 ()	円	円	円	円 ()	円	円		円 ()
			人 ()	円	円	円	円 ()	円	円		円 ()
	計		人 ()	円	円	円	円 ()	円	円		円 ()

(記入要領)

- 1 「活動延人員」は、巡視活動を行った人員も含んで記入することとし、上段 () 書きに巡視活動の人員を記入する。
なお、待機のみ場合は含まない。
- 2 「主要資材」は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、縄、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、じゃかご、置石及び土砂の使用額を記入する。
- 3 「その他資材」は、主要資材以外の使用額を記入する。
- 4 「機械等借料」は、水防活動のために賃借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段 () 書きに水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を記入する。
- 5 上段 () 書きは、すべて内書きとする。

第 15 章 水 防 訓 練

1 水防訓練

水防管理者は、水防法第 32 条の 2 の規定により毎年 1 回水防訓練を実施するものとする。

2 訓練の内容

水防訓練の内容は次のとおりとである。

- (1) 水 防 工 法
- (2) 動 員
- (3) 輸 送
- (4) 救 出
- (5) 避 難 誘 導
- (6) 通 報
- (7) 観 測
- (8) 水 防 信 号
- (9) そ の 他

3 実施要領

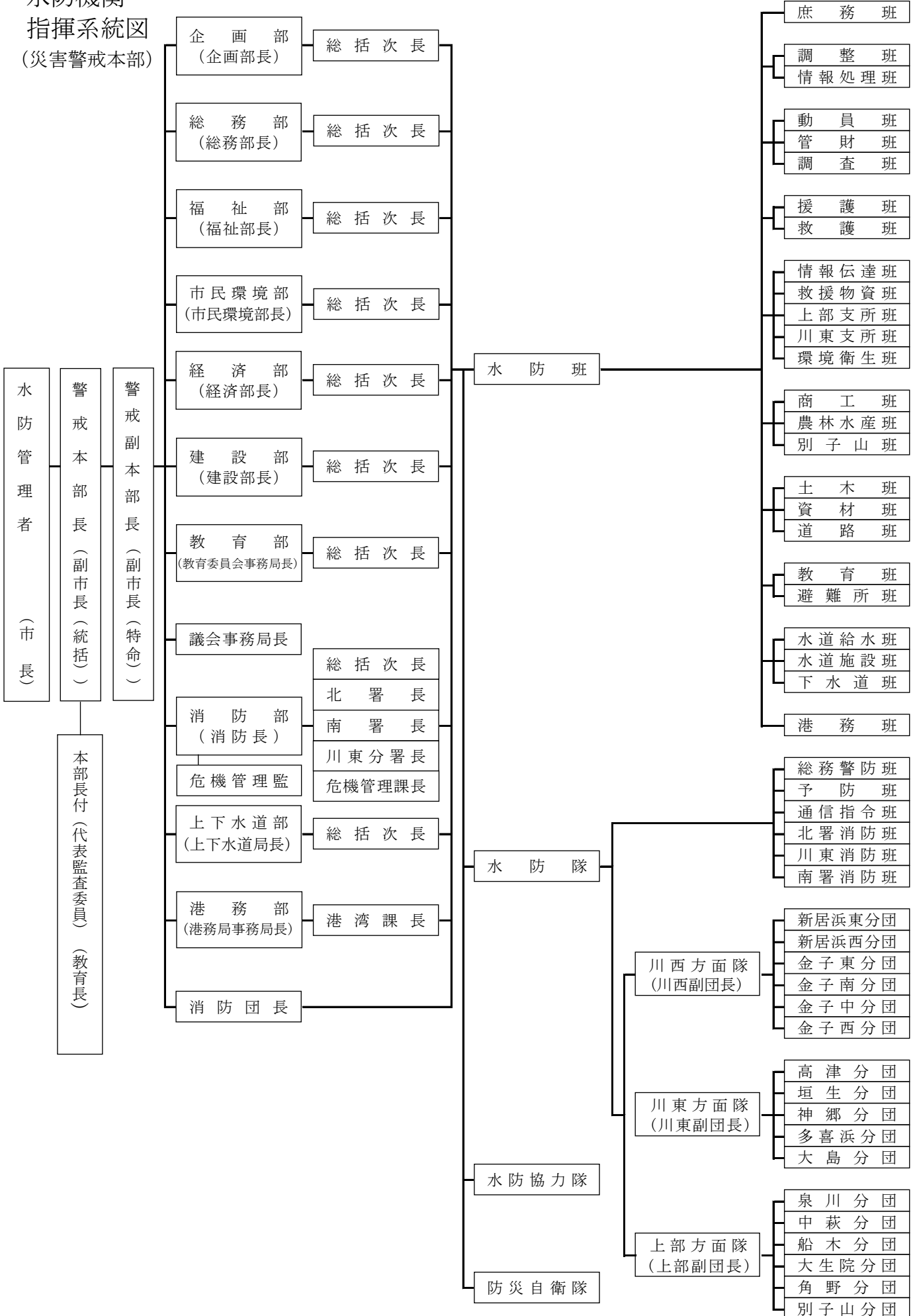
水防訓練の実施要領はその都度決定する。

水防機関 指揮系統図 (災害警戒本部)

部名・本部員

副本部員

(班名)
(課長)



(別表第2)

災害警戒本部編成並びに任務一覧表

本部員	副本部員	本部連絡員	部名 (部長)	部名 (副部長)	班名 (班長)	班員	人員	任 務
企画部長	企画部 総括次長	部長が指名した職員	企画部 (企画部長)	企画部 総括次長	調整班 (総合政策課長)	総合政策課 秘書課 シティプロモーション推進課 議会事務局 (課長又は副課長)	21	1 報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関する事。 2 本部長の特命に関する事。 3 災害の広報に関する事(自治会及び自主防災組織への伝達を除く)。 4 被災写真に関する事。 5 議会との連絡、調整に関する事。
					情報処理班 (デジタル戦略課長)	デジタル戦略課、財政課 別子銅山文化遺産課 選挙管理委員会事務局	24	1 災害情報の受付及び処理に関する事。 2 災害情報の整理・記録に関する事。 3 情報システムの被災調査及び応急復旧に関する事。
総務部長	総務部 総括次長		総務部 (総務部長)	総務部 総括次長	動員班 (人事課長)	人事課	11	1 職員の非常招集その他勤務に関する事。 2 各部の動員要請に関する事。 3 災害派遣職員の受入れに関する事。
					管財班 (管財課長)	管財課	7	1 市有財産の被害調査、応急復旧に関する事。 2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事。
			調査班 (課税課長)	課税課 収税課	50	1 被害調査、その他災害情報の収集に関する事。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する事。 3 資材班の応援に関する事。		
福祉部長	福祉部 総括次長		福祉部 (福祉部長)	福祉部 総括次長	援護班 (地域福祉課長)	地域福祉課 生活福祉課 介護福祉課 子育て支援課 こども保育課 (市立保育園含む) 地域包括支援センター	269	1 要配慮者の総合的支援に関する事。 2 福祉施設の被害調査と応急復旧に関する事。 3 災害救助法の適用に関する事。 4 福祉避難所との連絡調整に関する事。 5 福祉施設の一時的避難所対応に関する事。 6 応急保育に関する事。 7 義援金の受領、分配計画に関する事。 8 ボランティア活動調整の協力に関する事。 9 社会福祉協議会との連絡調査に関する事。 10 死体の検案、受入れに関する事。
					救護班 (健康政策課長)	保健センター 国保課 健康政策課	51	1 医療・助産及び救護に関する事。 2 医療救護班の編成及び救護所の開設に関する事。 3 医療資機材及び薬品等の調達に関する事。 4 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 5 保健活動に関する事。 6 防疫活動に関する事。 7 衛生、防疫資材の調達・配布に関する事。
市民 環境部長	市民環境部 総括次長		市民環境部 (市民環境部 長)	市民環境部 総括次長	情報伝達班 (地域コミュニティ課長)	地域コミュニティ課	7	1 自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。 2 ボランティア活動の総合調整に関する事。
					救護物資班 (市民課長)	市民課 男女参画・市民相談課 消費生活センター	31	1 食糧品・生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関する事。 2 被災者及び救助活動従事者に対する給食に関する事。 3 災害時物資集積場所の開設、運営に関する事。 4 救護物資及び義援品の受領、配分計画に関する事。 5 生活物資の価格、需要動向等の調査及び対策に関する事。

				上部支所班 (市民課上部支所長)	市民課上部支所	3	1 上部地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 上部地区の災害活動支援に関すること。 3 救援物資の支援に関すること。	
				川東支所班 (市民課川東支所長)	市民課川東支所	3	1 川東地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 川東地区の災害活動支援に関すること。 3 大島地区の連絡に関すること。 4 救援物資の支援に関すること。	
				環境衛生班 (環境エネルギー局長)	廃棄物対策課 カーボンニュートラル 推進室 環境衛生課	31	1 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 2 環境施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 防疫活動の実施に関すること。 4 災害ごみの収集及び処理に関すること。 5 廃棄物の総合的な処理調整に関すること。 6 し尿の収集及び処理に関すること。 7 へい死獣の処理に関すること。 8 犬、猫等愛がん動物の管理に関すること。 9 死体の埋葬、火葬に関すること。	
経済部長	経済部 総括次長	部長が 指名した 職員	経済部 (経済部長)	経済部 総括次長	商工班 (産業振興課長)	産業振興課、地域交通課 観光物産課	25	1 商工業、観光施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 商工業関係の融資斡旋に関すること。
					農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課	19	1 農林水産業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 農薬、肥料、飼料、その他資材等の斡旋に関すること。 3 災害農作物等の技術指導に関すること。 4 家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 5 漁港内の障害物の除去に関すること。 6 ため池の水位観測に関すること。 7 被災土地改良施設の技術指導に関すること。 8 農林水産関係の融資斡旋に関すること。 9 避難情報等に関すること。 10 土木工作技術指導に関すること。
					別子山班 (別子山支所長)	別子山支所 別子山公民館 別子保育園	10	1 本部及び支所管内の連絡調整に関すること。 2 別子山地区の情報収集及び伝達に関すること。 3 別子山地区内の被害調査に関すること。 4 別子山地区内の避難所の開設・運営に関すること。 5 資機材の調達に関すること。 6 避難情報等に関すること。 7 避難者の誘導及び受入れに関すること。
建設部長	建設部 総括次長		建設部 (建設部長)	建設部 総括次長	土木班 (都市計画課長)	都市計画課 建築住宅課 建築指導課 国土調査課	47	1 急傾斜地等被害調査及び応急復旧に関すること。 2 都市公園等の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 避難情報等に関すること。 5 宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援に関すること。 6 倒壊建物の解体及び除去に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 住宅の応急修理に関すること。 9 仮設住宅の入居及び運営管理に関すること。 10 災害時における土木技術者の確保及び技術指導に関すること。 11 被災建築物の応急危険度判定に関すること。

<p>教育委員会 事務局長</p> <p>議会事務局 長</p> <p>消防長</p> <p>危機管理監</p> <p>消防団長</p>	<p>教育委員会 事務局 総括次長</p> <p>危機管理 課長</p>	<p>部長が 指名した 職員</p>	<p>教育部 (事務局長)</p> <p>教育委員会 事務局 総括次長</p> <p>消防部 (消防長)</p> <p>危機管理 課長</p>	<p>土木班 (都市計画課長)</p>	<p>都市計画課 建築住宅課 建築指導課 国土調査課</p>	<p>12 被災宅地の危険度判定に関する事 13 被災家屋の2次調査支援に関する事 14 建設関係団体への協力要請に関する事 15 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急安全確保措置の実施に関する事 16 河川の被害調査及び応急復旧に関する事 17 河川内の流木等障害物の除去に関する事 18 水位観測に関する事</p>	
				<p>資材班 (用地課長)</p>	<p>用地課、土地開発公社 農業委員会</p>	<p>12</p>	<p>1 土木応急復旧資機材の確保及び搬送に関する事 2 応急公用負担に関する事</p>
				<p>道路班 (道路課長)</p>	<p>道路課</p>	<p>20</p>	<p>1 道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関する事 2 緊急輸送道路の確保に関する事 3 道路の障害物の除去及び交通の確保に関する事 4 道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関する事 5 交通情報の収集に関する事 6 路上放置車両等に対する措置に関する事</p>
				<p>教育班 (学校教育課長)</p>	<p>学校教育課 学校給食課 発達支援課 各小中学校 神郷幼稚園</p>	<p>50</p>	<p>1 学校施設の被害調査及び受入れに関する事 2 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関する事 3 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関する事 4 避難者への給食の協力に関する事 5 応急教育に関する事 6 学用品及び教科書の調達配分に関する事 7 学校給食保全及び学校保健衛生に関する事</p>
				<p>避難所班 (社会教育課長)</p>	<p>社会教育課、スポーツ振興 課、文化振興課 各公民館(別子山公民館を除く) 各交流センター 図書館、美術館 監査委員事務局 議会事務局(課長を除く) 人権教育課 適宜、他の課からの応援あり。</p>	<p>91</p>	<p>1 避難者の誘導及び受入れに関する事 2 避難所の開設及び運営に関する事 3 社会教育施設及び体育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 4 社会教育団体等への協力要請に関する事 5 文化財の被害状況及び応急復旧に関する事 6 地域の情報活動に関する事</p>
				<p>庶務班 (危機管理課長)</p>	<p>危機管理課 総務課 契約課 出納室 市史編さん室</p>	<p>33</p>	<p>1 本部会議に関する事 2 本部の庶務に関する事 3 各部、各班の総合調整に関する事 4 関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関する事 5 避難情報等に関する事 6 災害情報の保存に関する事 7 県災害対策本部(県災害警戒本部)との連絡調整に関する事 8 行方不明者及び必要探索者名簿の作成に関する事 9 被災地、避難所等付近の交通整理及び防犯対策に関する事 10 知事及び他市町村長に対する応援要請に関する事 11 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する事 12 緊急機材、日用品調達及び貸借に関する事 13 防災行政無線の保守、復旧に関する事 14 義援金の保管に関する事</p>

消防長 危機管理監 消防団長	危機管理課長	消防部 (消防長)	危機管理課長	庶務班 (危機管理課長)	危機管理課 総務課 契約課 出納室 市史編さん室		15 被災者支援事業の調整に関する事。 16 他の部の所管に属しないこと。 17 緊急防災資機材の確保、補給に関する事。 18 消防関係機関との連絡調整に関する事。(新居浜建設業協同組合含む) 19 食料品に関する事。			
			消防本部 総括次長	消防本部 総括次長	総務警防班 (警防課長)	消防総務課 警防課	18	1 消防施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 消防職員の招集に関する事。 3 消防団との連絡に関する事。 4 消防応援要請に関する事。 5 臨時ヘリポートの開設に関する事。 6 避難情報等に関する事。		
					予防班 (予防課長)	予防課	9	1 災害情報受付及び現場情報収集に関する事。 2 災害予防及び消防広報に関する事。 3 被害調査報告に関する事。 4 危険物施設に関する事。 5 災害広報の応援に関する事。		
					通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	8	1 災害情報等の収集伝達及び気象に関する事。 2 災害通信に関する事。 3 消防通信施設等の保守、復旧に関する事。		
				北消防署長	北署消防班 (消防課長)	北署消防課	51	(各消防班共通) 1 消防及び水防活動に関する事。 2 救急及び被災者の救助に関する事。 3 行方不明者及び死体の捜索、収容に関する事。 4 危険箇所の警戒巡視に関する事。 5 警戒区域の設定に関する事。 6 避難情報等及び避難者の誘導に関する事。		
			川東分署長	川東消防班 (川東分署長)	川東分署	21	7 現地調査及び災害対応に関する事。 8 災害広報の応援に関する事。 9 避難道路の確保に関する事。			
			南消防署長	南署消防班 (消防課長)	南署消防課	37				
			(消防団長)	各地区 副団長	各消防分団					
			上下 水道局長	上下水道局 総括次長	上下水道部 (上下水道局 長)	上下水道局 総括次長	水道給水班 (水道課長)	水道課 企画経営課(総務係、契約 係、業務係)	27	1 飲料水確保及び応急給水に関する事。 2 給配水施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 水道無線施設の保守、復旧に関する事。 4 災害広報の応援に関する事。 5 土木工作技術指導に関する事。
							水道施設班 (施設管理課長)	施設管理課(水源担当)	8	1 水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関する事。 2 工業用水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 上水道の衛生維持に関する事。
	下水道班 (下水道課長)	下水道課 施設管理課(下水担当) 企画経営課(水道経営係・ 下水道経営係)				28	1 下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 排水処理に関する事。 3 排水ポンプ施設の運転管理に関する事。 4 避難情報等に関する事。 5 土木工作技術指導に関する事。			

部長が指名した職員

港務局 事務局長	港務局 港湾課長	部長が 指名した 職員	港務部 (港務局事務 局長)	港湾課長	港務班 (港湾課主幹技幹又は副 課長)	港湾課	10	1 海岸、港湾の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 潮位の観測に関すること。 3 海難事故の連絡及び停泊避難に関すること。 4 海上輸送に関すること。 5 港湾内の障害物の除去に関すること。 6 避難情報等に関すること。 7 土木工作技術指導に関すること。
13	14	8				計	1032	水防管理(1)、警戒本部長(1)、警戒副本部長(1)、本部長付(2)、本部付補佐(1)

注) 相互の応援体制について

- 1 部内の応援体制については、各部長が調整する。
- 2 部内の応援態勢で不足する場合は、警戒本部長が部外の応援を指示する。
ただし、本部長の指示により、組織の編成替を命じることができる。

○災害警戒本部の編成及び任務

災害警戒本部の編成並びに任務は、地域防災計画に定める編成及び任務と可能な限り整合を図っているが、記述がない任務については、地域防災計画の任務を引き継ぐものとする。

○水防要員の配備

災害警戒本部の要員配備は、予想される災害規模に即応した人員配備を行うものとし、その配備は、地域防災計画に準じ4段階の配備区分とする。

共 通 事 項

各部に共通する事務	各部庶務担当課	1 部の庶務に関すること。 2 本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 3 部内職員の動員、配備に関すること。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 5 所管施設の災害予防(避難を含む)及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。
各課に共通する事務		1 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 2 所管施設の災害予防(避難を含む)及び災害復旧対策に関すること。 3 他の班の応援に関すること。

(別表第3)

水防隊（市消防団員）編成及び任務一覧表

令和5年4月1日現在

水防隊長	方面隊別	方面隊長	分団別	分団長	在団実員	計	合計	任務	集合場所	協力部所	
消防団長 (1)	本部付		団本部	(女性消防団)	14	14	665 (669)	1 災害警戒本部事務に関すること。	団本部		
	川西方面隊	副団長 (1)	新居浜東	新居浜東分団長	31	189 (190)		1	1 危険箇所の警戒 巡視並びに連絡に 関すること。	分団詰所	本部
			新居浜西	〃 西 〃	24					〃	〃
			金子東	金子東 〃	33					〃	〃
			金子南	〃 南 〃	39					〃	〃
			金子中	〃 中 〃	29					〃	〃
			金子西	〃 西 〃	33					〃	〃
	川東方面隊	副団長 (1)	高津	高津 〃	46	199 (200)		2	2 災害現場の活動 に関すること。	〃	〃
			垣生	垣生 〃	30					〃	〃
			神郷	神郷 〃	55					〃	〃
			多喜浜	多喜浜 〃	37					〃	〃
			大島	大島 〃	31					〃	〃
	上部方面隊	副団長 (1)	泉川	泉川 〃	45	263 (264)		3	3 住民に対する事 前広報に関するこ と。	〃	〃
			中萩	中萩 〃	47					〃	〃
			船木	船木 〃	55					〃	〃
			大生院	大生院 〃	45					〃	〃
角野			角野 〃	50	〃		〃				
別子山			別子山 〃	21	〃		〃				

注 1 市を3地区に区分し、副団長がそれぞれ方面隊長となる。

2 各消防分団区域の隊長は、各分団長とする。

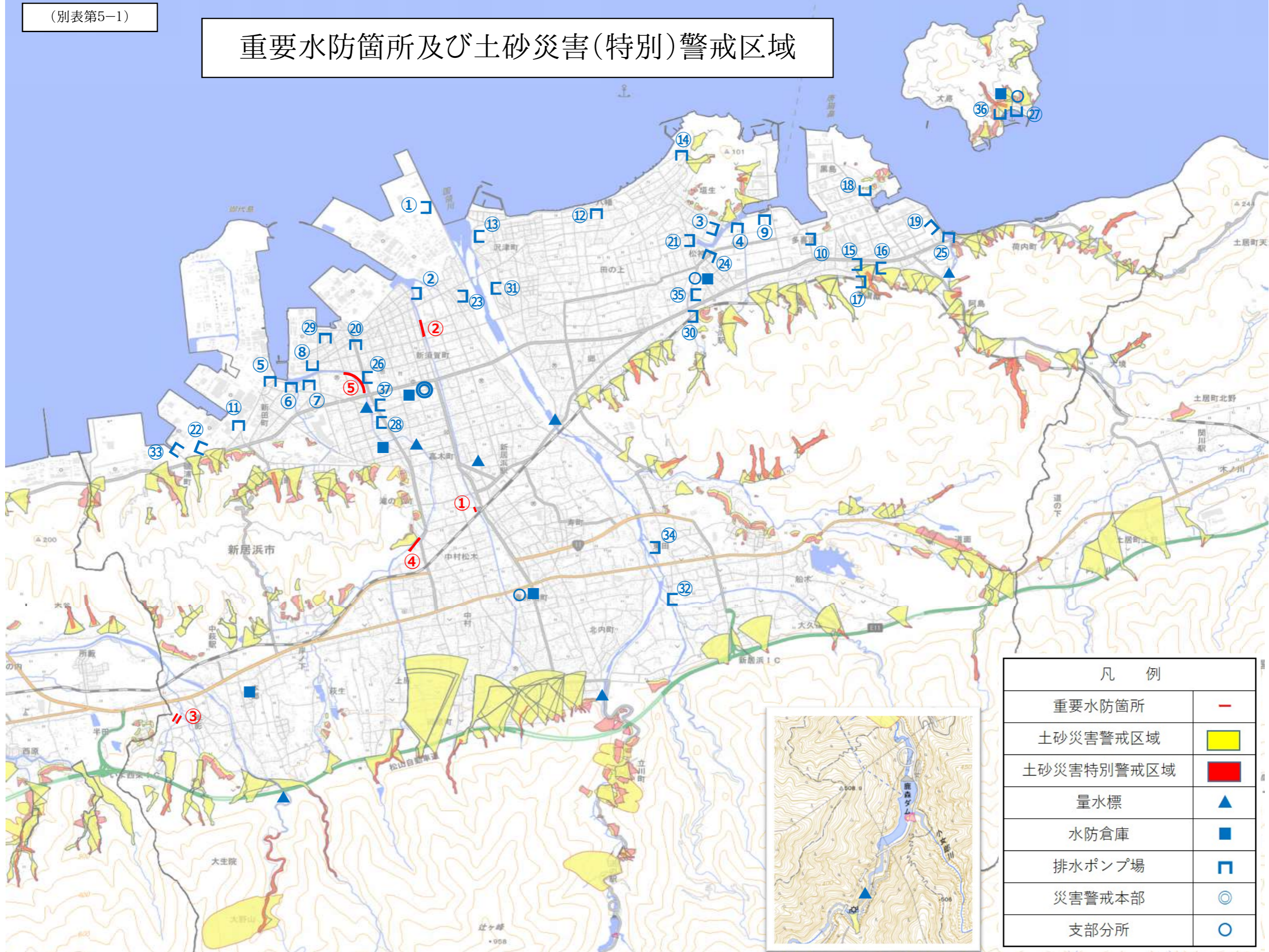
3 川東・上部方面隊の各分団は、災害状況によって、それぞれの災害警戒本部（支所）に直接協力することがあるので、分団長は常に支所長と連絡を密にすること。

4 出動区分は、状況によりその都度決定する。

重要水防箇所一覽表

番号	名称	水防管理 団体名	重要水防箇所		関係区域 所在地	避難		水防区域内 河川工作物	備考
			左右 岸	延長(m)		避難場所	収容能力 (人)		
1	尻無川	新居浜市	左	60		金栄公民館 ふれあいプラザ	114 1,246	堰 1	
2	〃	〃	左	130		新居浜小学校 新居浜公民館	1,159 134		
3	桜川	〃	左右	7 7		大生院小学校 大生院公民館	952 198	堰 1 橋 1	
4	東川	〃	右	15		金子小学校 地域交流センター	1,620 236		
5	〃	〃	左	410		宮西小学校 口屋跡記念公民館 ワクリエ新居浜 若宮公民館	1,109 237 557 114	堰 1 橋 1 水管橋 1	
			計	629					

重要水防箇所及び土砂災害(特別)警戒区域



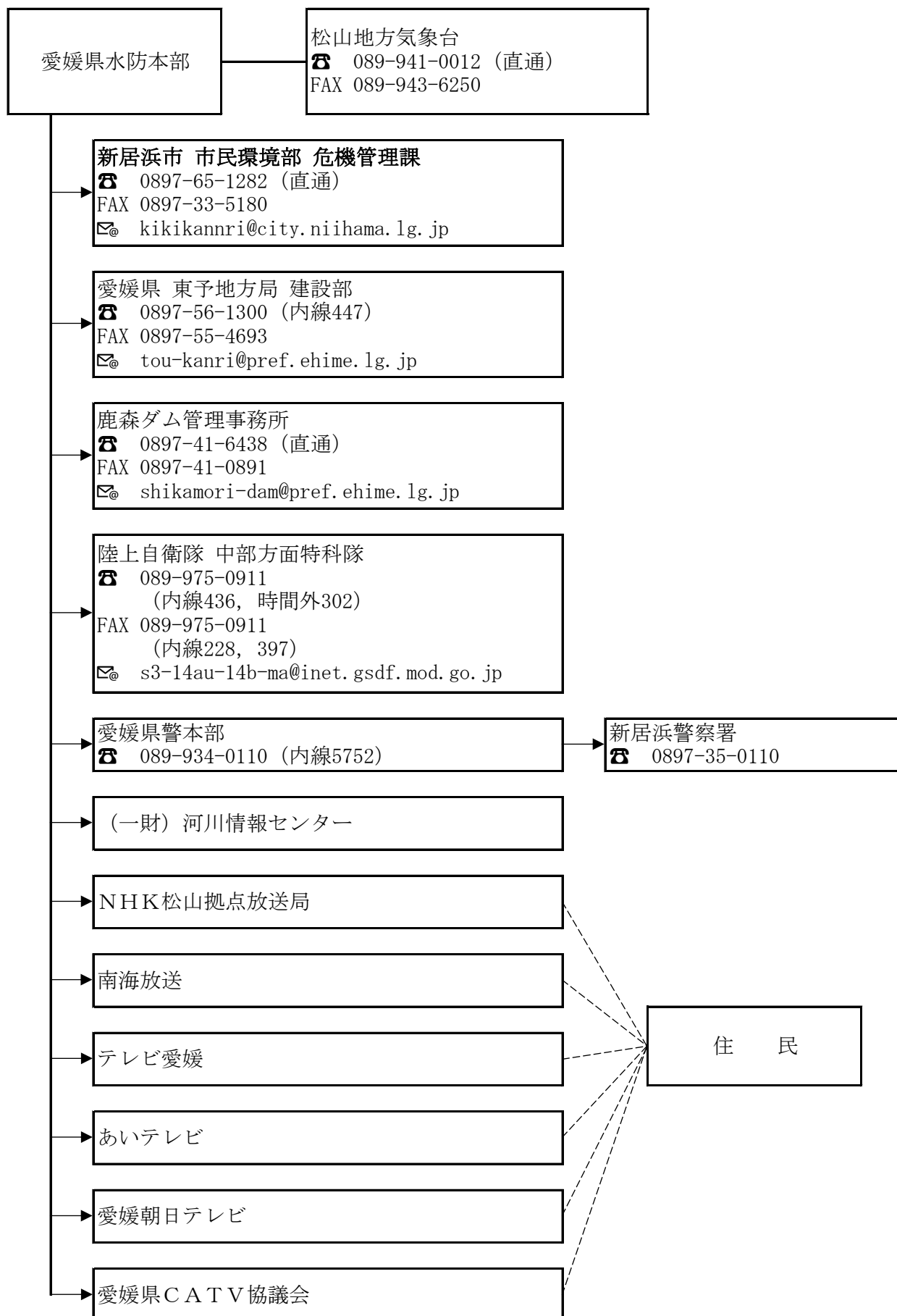
凡 例	
重要水防箇所	—
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	■
量水標	▲
水防倉庫	■
排水ポンプ場	□
災害警戒本部	◎
支部分所	○

土砂災害(特別)警戒区域(別子山地区)

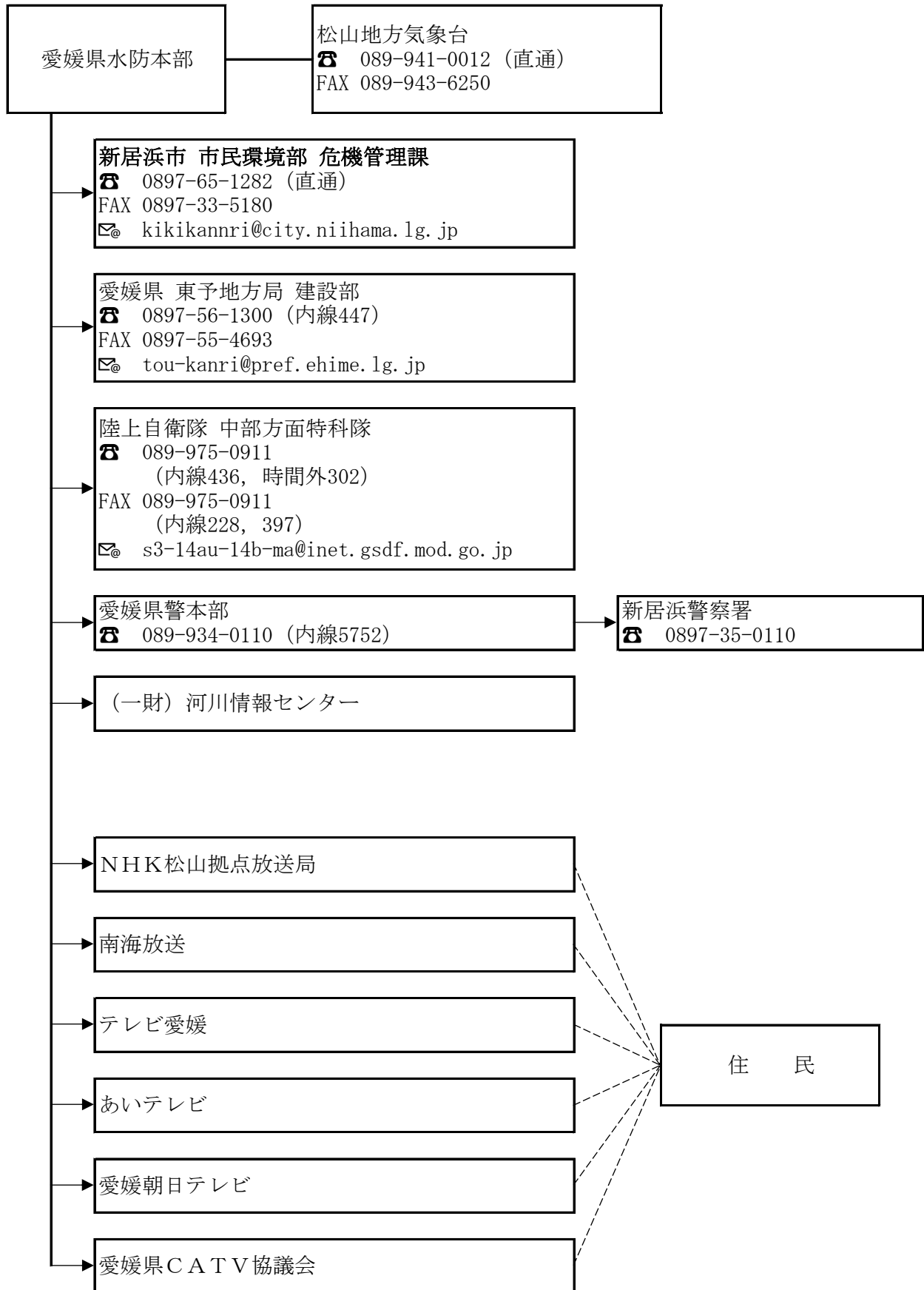


凡 例	
土砂災害警戒区域	■ (Yellow)
土砂災害特別警戒区域	■ (Red)
水防倉庫	■ (Blue)
支部分所	○ (Blue)

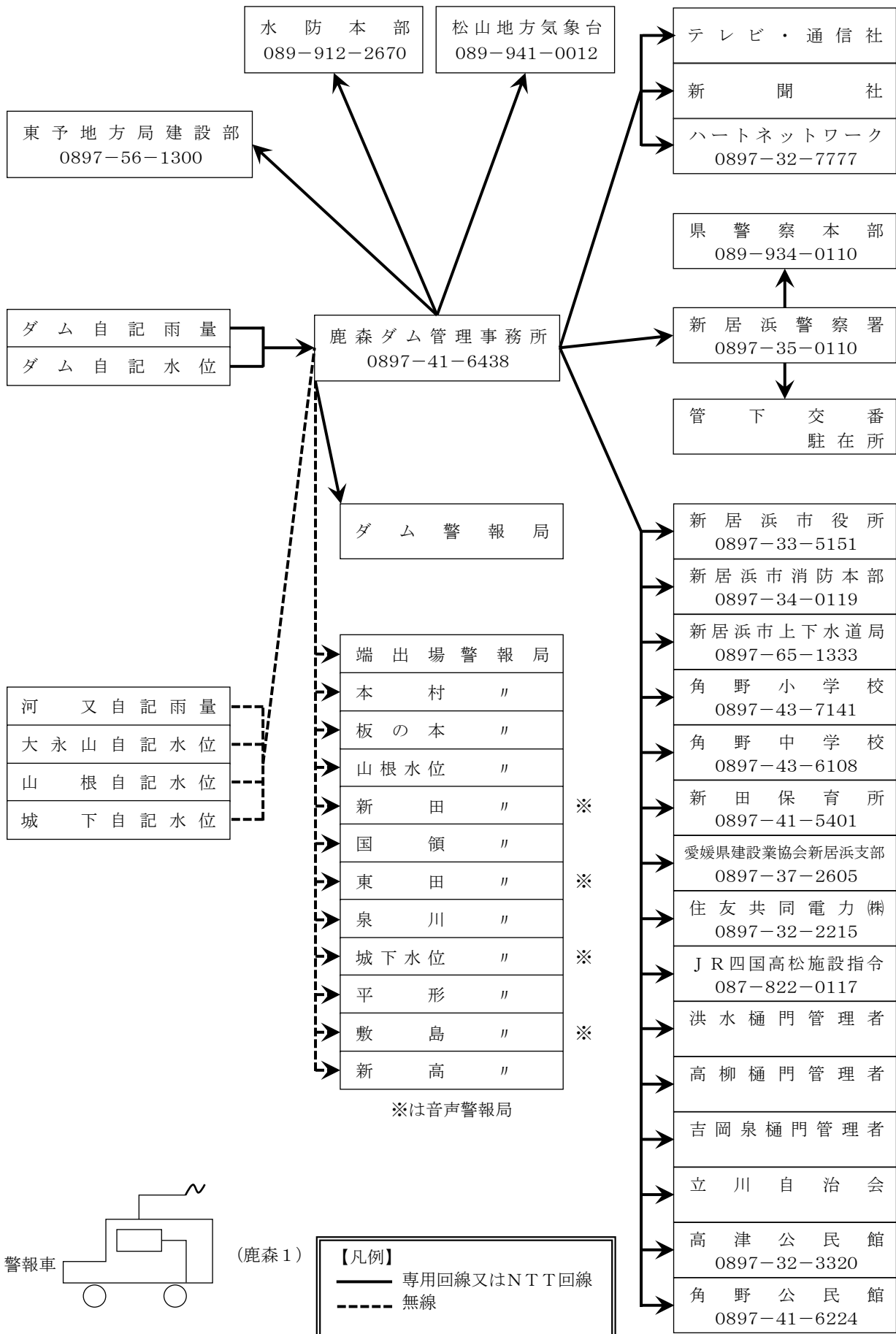
国領川の水防警戒連絡系統図



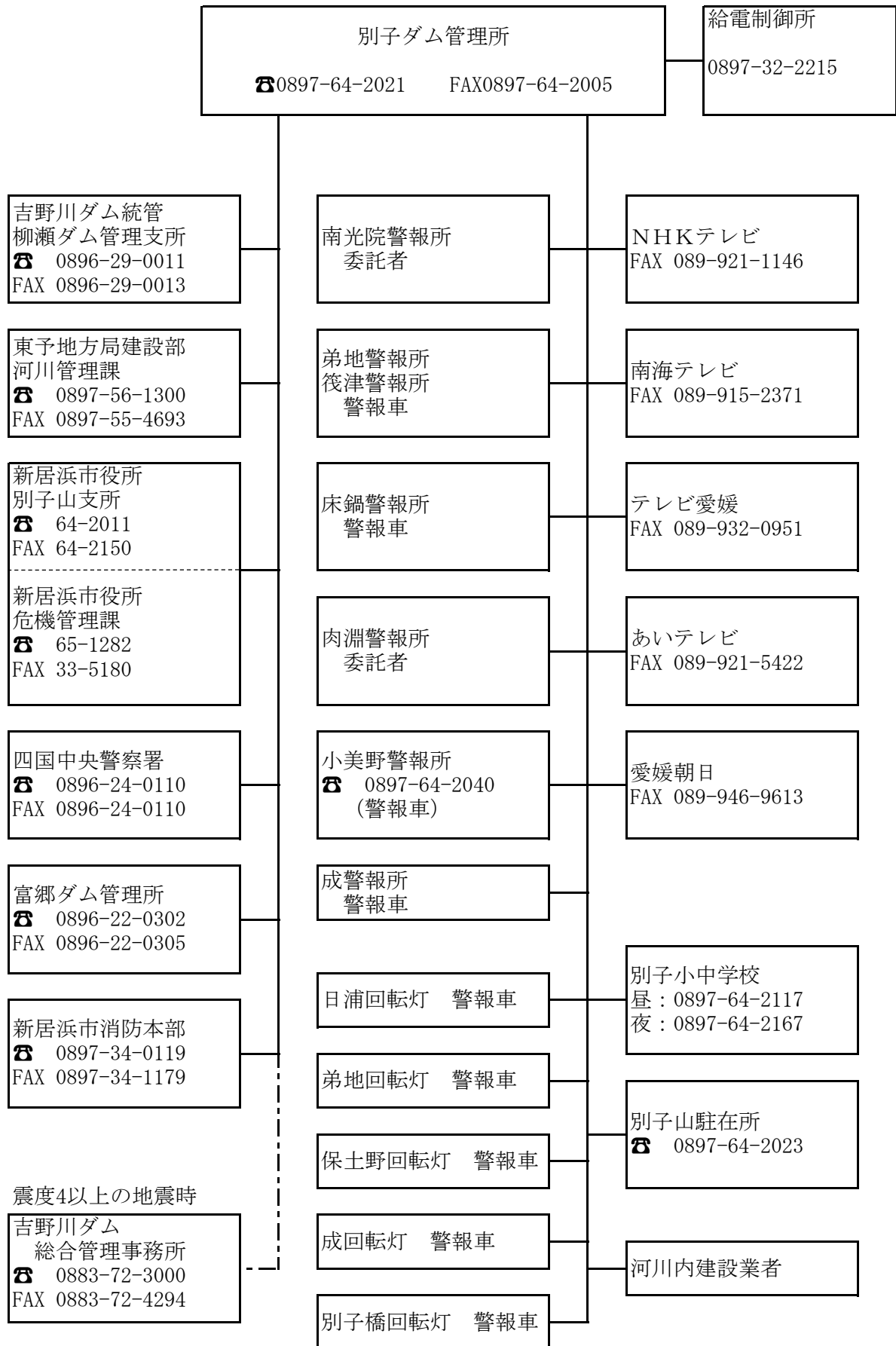
渦井川の水防警戒連絡系統図



鹿森ダム水防連絡系統図



別子ダム放流連絡系統図



新居浜市水防協議会条例

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定により新居浜市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、新居浜市水防計画を作成し、その実施を推進するとともに、水防に関する重要事項の調査、審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務を行う。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、水防管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防関係団体の代表者
- (3) 学識経験のある者

(任期)

第4条 前条第2項第1号及び第2号に規定する委員の任期は、当該職にある期間とし、同項第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び職務代理者)

第5条 会長は、水防管理者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、会長が指名した者が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(新居浜市水防条例の廃止)

2 新居浜市水防条例(昭和24年公布)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の新居浜市水防条例第4条第1項の規定により置かれている水防協議会(以下「旧協議会」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、新居浜市水防協議会条例(以下「新条例」という。)第1条の規定により置かれる新居浜市水防協議会(以下「新協議会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧協議会の委員である者は、それぞれ、施行日に、新条例第3条の規定により新協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

水 防 法

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水 防 組 織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を

廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者の中から選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者の中から選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところに

より、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理

者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。))をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的被害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市

町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない

ない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- (予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設

定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九條 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十條 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一條 二以上の都府県に関係がある河川で、公共安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

台風 の 大 き さ 及 び 強 さ の 表 現

台 風

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋（赤道より北で東経 180 度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10 分間平均）がおよそ 17 m/s（34 ノット、風力 8）以上のものを「台風」と呼ぶ。

最 大 風 速	熱帯低気圧の分類
17 m/s 未 満	熱 帯 低 気 圧
17 m/s 以 上	台 風

台風 の 大 き さ の 表 現

強風域の半径	大 き さ の 表 現
500 km 未 満	台 風
500 km 以 上 800 km 未 満	大 型 (大きい)
800 km 以 上	超 大 型 (非常に大きい)

台風 の 強 さ の 表 現

最 大 風 速	強 さ の 表 現
17 m/s 以 上 (34 ノット) 33 m/s 未 満 (64 ノット)	台 風
33 m/s 以 上 (64 ノット) 44 m/s 未 満 (85 ノット)	強 い
44 m/s 以 上 (85 ノット) 54 m/s 未 満 (105 ノット)	非 常 に 強 い
54 m/s 以 上 (105 ノット)	猛 烈 な

年別連続最大降雨量・台風災害

年 別	消 防 署 (一宮町)	立川地区 (立川町)	台 風 災 害 等
平成 2 年	407 (9月17日～19日)	507 (9月17日～19日)	8月21日～22日 台風14号 9月18日～19日 台風19号 9月29日～30日 台風20号 又野川決壊
平成 3 年	73 (8月26日～27日)	134 (9月27日)	9月13日～14日 台風17号 9月27日～28日 台風19号
平成 4 年	86.5 (8月17日～19日)	209 (8月17日～19日)	8月 8日 台風10号 8月18日～19日 台風11号
平成 5 年	142 (7月26日～28日)	404 (7月26日～28日)	7月29日 台風5号 8月 9日 台風7号 9月 3日 台風13号
平成 6 年	212.5 (9月28日～29日)	277 (9月28日～29日)	7月25日 台風7号 9月28日～29日 台風26号
平成 7 年	99.5 (7月 4日～ 5日)	151 (7月 3日～ 4日)	9月22日 台風14号
平成 8 年	68 (8月14日)	122 (8月14日～15日)	7月18日 台風6号 8月14日 台風12号
平成 9 年	159 (9月16日)	333 (9月16日)	6月18日～20日 台風7号 6月28日 台風8号 8月25日～26日 台風9号 9月16日～17日 台風19号 又野川決壊
平成10年	195 (10月17日～18日)	245 (10月17日～18日)	10月17日～18日 台風10号 床下浸水17世帯
平成11年	174.5 (9月14日～15日)	282.0 (9月14日～15日)	9月14日～15日 台風16号 床下浸水234世帯 9月23日～24日 台風18号
平成13年	148.0 (8月21日～22日)	369 (8月21日～22日)	8月21日～22日 台風11号
平成14年	151.5 (8月30日～9月 1日)	241 (8月30日～9月 1日)	8月30日～9月 1日 台風15号
平成15年	68 (8月 8日～ 9日)	186.5 (8月 8日～ 9日)	8月 8日～ 9日 台風10号
平成16年	385 (10月19日～20日)	535.5 (8月18日～19日)	8月18日 新居浜豪雨災害 8月30日 台風16号 9月 6日～ 7日 台風18号 9月29日～30日 台風21号 10月 8日 台風22号 10月20日 台風23号 合計 死者9名 負傷者9名 床下浸水2,297戸 床上浸水1,311戸 全壊21戸 半壊223戸 避難勧告13,253世帯
平成17年	243.5 (9月 6日)	451.5 (9月 6日)	9月 5日～ 7日 台風14号 負傷者2名 床下浸水26世帯 床上浸水3世帯 一部破損21世帯 避難勧告811世帯
平成18年	41.5 (8月17日～19日)	130 (8月17日～19日)	8月18日 台風10号 9月17日 台風13号
平成19年	175.5 (7月12日～15日)	273.0 (7月14日)	7月14日 台風4号 8月 2日 台風5号
平成21年	182.5 (7月20日～21日)	163.5 (7月20日～21日)	8月 9日～10日 台風9号 10月 7日～ 8日 台風18号
平成22年	123.0 (7月11日～16日)	130.0 (7月11日～16日)	
平成23年	287.5 (9月 1日～ 5日)	748.5 (9月 1日～ 5日)	5月29日～30日 台風2号 7月18日～20日 台風6号 9月 2日～ 4日 台風12号 9月20日～21日 台風15号
平成24年	134.0 (6月18日～20日)	200.5 (6月18日～20日)	6月18日～20日 台風4号 9月 7日～11日 大雨 9月15日～18日 台風16号 9月28日～10月 1日 台風17号
平成25年	383.0 (8月30日～9月 4日)	444.5 (8月30日～9月 5日)	9月 2日～ 4日 台風17号 10月24日～25日 台風27号
平成26年	192.5 (10月12日～14日)	353.0 (8月 7日～10日)	8月 7日～10日 台風11号 10月12日～14日 台風19号
平成27年	66.5 (7月16日～17日)	165.5 (7月16日～17日)	7月16日～17日 台風11号
平成28年	209.5 (9月18日～20日)	284.5 (9月12日～20日)	9月20日 台風16号
平成29年	310.0 (10月10日～23日)	337.0 (9月16日～18日)	9月17日～18日 台風18号 10月21日～23日 台風21号
平成30年	259.0 (7月 5日～ 8日)	455.0 (9月30日)	7月3日～4日 台風7号 7月5日～8日 平成30年7月豪雨 8月23日～24日 台風20号 9月 4日 台風21号 9月30日 台風24号
令和元年	43.5 (8月14日～15日)	146.0 (8月14日～15日)	8月14日～15日 台風10号
令和 2 年	128.0 (7月 7日～ 8日)	200.0 (9月 6日～ 7日)	7月 7日～ 8日 梅雨前線 9月 6日～ 7日 台風10号
令和 3 年	55.5 (8月19日)	89.0 (8月19日)	
令和 4 年	128.0 (9月18～19日)	286.0 (9月17日～19日)	9月17日～19日 台風14号

注：平成20年から立川地区最大降雨量は立川雨量計による。

令和 5 年度 新居浜市水防協議会委員

役 職	職 名
会 長	新居浜市長
委 員	新居浜市議会議長
	新居浜市議会市民福祉委員長
	新居浜市議会市民福祉副委員長
	愛媛県東予地方局建設部長
	新居浜警察署長
	新居浜海上保安署長
	愛媛県東予地方局鹿森ダム管理事務所長
	西日本電信電話株式会社 四国支店 設備部 災害対策室長
	四国電力送配電株式会社 新居浜支社長
	えひめ未来農業協同組合 常任理事
	愛媛県漁業協同組合新居浜支所
	新居浜建設業協同組合 理事長
	新居浜市管工事業協同組合 理事長
	新居浜市消防委員会 委員長
	新居浜市副市長（統括）
	新居浜市副市長（特命）
	新居浜市企画部長
	新居浜市総務部長
	新居浜市市民環境部長
	新居浜市経済部長
	新居浜市建設部長
	新居浜市上下水道局長
	新居浜市消防長
	新居浜市消防団長
	新居浜市危機管理監

水 防 警 戒 本 部 設 置 要 領

1 趣 旨

この要領は、新居浜市水防計画に基づく災害警戒本部設置前の「水防警戒本部」について、必要な事項を定めるものとする。

2 水防警戒本部の設置

水防警戒本部の設置については、新居浜市水防計画に定め、消防防災合同庁舎5階に置く。

3 水防警戒本部の措置

水防警戒本部の設置時には、次の措置をとる。

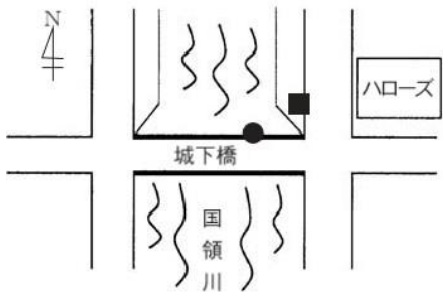
- (1) 情報の収集
- (2) 水防資機材の点検整備
- (3) その他必要な事項

新居浜市水防計画の沿革

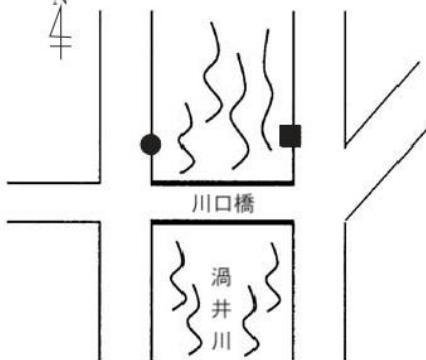
昭和24年 8月29日	水防協議会設立
昭和33年12月12日	水防管理団体指定
昭和52年 4月 1日	水防事務を市都市計画課から消防本部警防課に移管
昭和56年 6月	新居浜市水防条例及び水防法を追加
昭和57年 5月	新居浜港潮位表を追加
昭和61年 5月	国領川水位観測図を追加
昭和62年 5月	水防部員及び班員出動発令者名簿を削除 水防隊名称を改める 水防工法の更新
昭和62年 6月	河川情報センター端末機スタンダード型設置
昭和63年 5月	昭和63年度新居浜市水防協議会委員一覧を追加 新居浜市水防計画の沿革を追加
平成 2年 5月	水防用土のう配置状況表を追加 水防工法資料を削除 年別連続最大降雨量を追加
平成 3年 6月	台風の大きさ・強さの階級分けの変更を追加
平成 4年 6月	水防協議会委員に市下水道部長を加える 国領川の水防警報連絡系統図を追加
平成 4年12月	気圧を表す単位がヘクトパスカル (hPa) に変更
平成 6年 6月	水防に関する水防警戒本部設置要領追加
平成 7年 6月	立川積算雨量計設置
平成 9年 5月	水防本部編成並びに任務一覧表変更
平成10年 4月	衛星系防災行政無線稼働
平成12年 2月	渦井川に水位観測の目印を設置
平成12年 5月	鹿森ダムとの覚書を追加 出水期における立川地区避難対策の見直し
平成13年 4月	台風の大きさ・強さの階級分けの変更
平成15年 5月	別子ダム放流連絡系統図を追加 新居浜建設業協同組合水防協力隊編成表を追加
平成16年 5月	渦井川水位観測図を追加 鹿森ダムとの覚書を追加
平成17年 5月	水防機関指揮系統図及び編成並びに任務一覧表を見直し
平成17年 9月	避難勧告等の判断基準の策定
平成18年 5月	避難勧告等の判断基準を追加
平成19年 5月	避難場所及び連絡先見直し
平成20年 5月	避難勧告等の判断基準の変更 阿島川水位観測場所の変更
平成22年 6月	避難勧告等の判断基準の変更
平成22年 7月	水防警戒本部設置要領の変更
平成23年 5月	新居浜市水防条例の一部改正 量水標の更新に伴い水位観測点の見直し
平成24年 5月	水防法の一部改正に伴い各章の見直し
平成26年 5月	水防法及び河川法の一部改正に伴う各章の見直し
平成27年 5月	避難勧告等の判断基準の変更 鹿森ダム水防連絡系統図を追加
平成28年 5月	水防法の一部改正に伴う各章の見直し 国領川における避難判断水位及び氾濫危険水位の見直し
平成29年 5月	避難準備情報等の名称変更
平成30年 5月	水防法の一部改正に伴う各章の見直し 河川水位観測点の追加
令和元年 5月	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い避難勧告等の判断基準に警戒レベルを追加
令和元年 7月	避難勧告等の判断基準の変更
令和 2年 3月	新居浜市水防条例を廃止
令和 2年 4月	水防事務を消防本部から危機管理課へ移管 新居浜市水防協議会条例を制定
令和 2年 5月	渦井川水防警報河川の指定 風水害時の活動体制及び本部設置基準の変更
令和 3年 5月	避難情報発令の判断基準の変更
令和 4年 4月	風水害時の活動体制の変更

河川水位観測点

国領川水位観測点



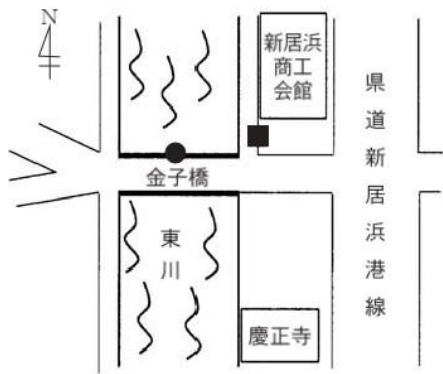
渦井川水位観測点



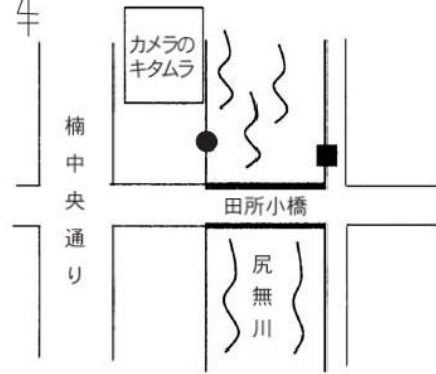
東川水位観測点 (久保田町)



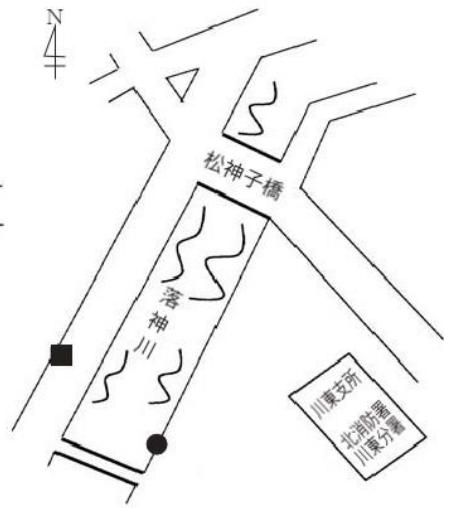
東川水位観測点 (一宮町二丁目)



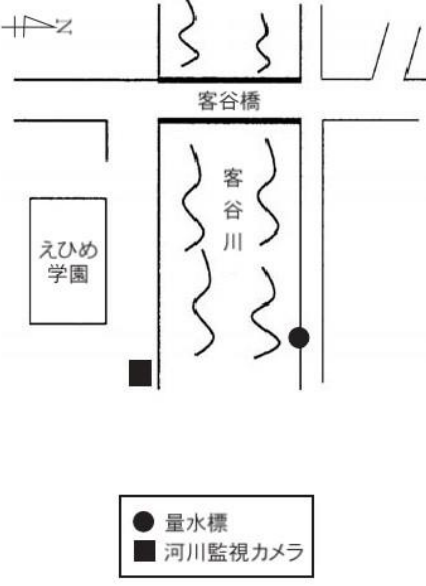
尻無川水位観測点



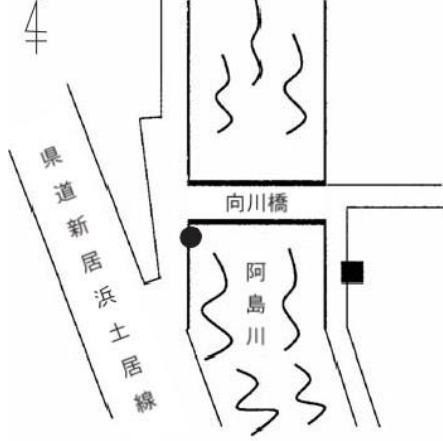
落神川水位観測点



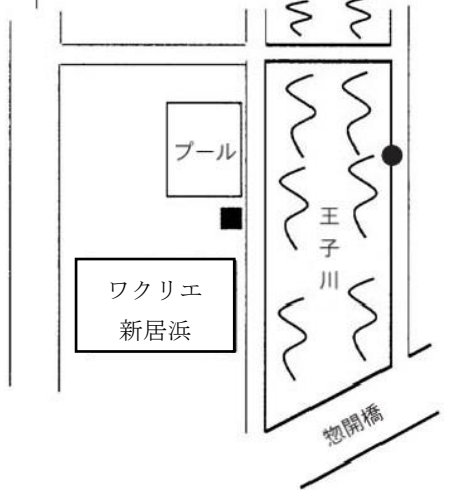
客谷川水位観測点



阿島川水位観測点



王子川水位観測点



- 量水標
- 河川監視カメラ

ダム放流時の水防連絡体制に関する覚書

鹿森ダムの水防連絡体制について、鹿森ダム管理事務所（以下「管理事務所」という）と新居浜市消防本部（以下「消防本部」という）は放流時の警戒伝達および水防活動の強化を図り下流住民への連絡、避難等の万全を期すため、鹿森ダム操作規則及び細則等によるほか、下記のとおり覚書を交換する。

記

- 1 管理事務所と消防本部は、異常な降雨や放流等の時は情報連絡を密にし、早期に下流住民の安全対策が図られるよう、互いに協力する。
- 2 管理事務所から消防本部への情報連絡は次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 放流開始時、放流量の増加時（放流量 $100 \text{ m}^3/\text{S}$ 以上）及び放流停止時。
 - ② 河又及びダムの雨量観測所のいずれかで時間雨量 50 ミリ に達した時。
 - ③ ダムの放流量が $200 \text{ m}^3/\text{S}$ に達した時。
 - ④ ただし書き操作へ移行した時。
 - ⑤ その他、異常な放流事態発生等の恐れが有る場合。
- 3 管理事務所は、ただし書き操作時は警報サイレンを吹鳴する。
- 4 管理事務所は、下流住民への警戒、避難等の周知のため、消防本部から要請があった場合は、放送設備の使用を認める。
- 5 消防本部は、管理事務所からの情報連絡により、必要に応じ管理事務所に職員を派遣し情報収集にあたりるとともに、次の対策をとる。
 - ① 立川地区については、出水期における立川地区避難対策に基づき対応する。
 - ② 立川地区以外の下流地域は、市水防計画に基づき対応する。

平成 12 年 5 月 16 日

愛媛県 西条地方局
鹿森ダム管理事務所

所 長 大河内 順 一

新居浜市消防本部

消防長 小林 史 典

令和5年度 新居浜建設業協同組合水防協力隊編成表及び大規模災害発生緊急出動表

